

適 時 開 示 規 則 等

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則	1
上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱い	1
別添 四半期財務諸表等の作成基準	7 5
第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則	7 9
第三者割当等により発行された新株の譲渡の報告等に関する規則の取扱い	7 9

上場有価証券の発行者の会社情報

の適時開示等に関する規則

(制定)昭和46. 7. 1

(変更)昭和47.12. 1 50. 5.31 51. 9.27 52. 4. 1
 52. 9.30 56.10.12 57. 5. 1 57.10. 1
 58.11. 1 61. 3. 5 62. 3. 6 63. 6. 1
 63.10. 1
 平成元. 4. 1 2.12. 1 4. 3.30 4. 7.20
 5. 4. 1 6.10. 1 7. 1. 1 8. 1. 1
 8. 4. 1 9. 6. 1 9.10. 1 10. 1. 1
 10.12. 1 11. 3. 1 11. 9. 1 11.11.10
 12. 3. 1 12. 4. 7 12. 7. 1 13. 1. 6
 13. 4. 1 13. 7.10 13.10. 1 13.11.26
 14. 2. 1 14. 4. 1 15. 1. 1 15. 2.10
 15. 4. 1 15. 5. 8 16. 4. 1 16.10. 1
 16.10. 8 17. 1.28 17. 2. 1 17. 9.30
 18. 2. 1 18. 3. 1 18. 5. 1 18.12.22
 19. 9.30 20. 4. 1 20. 6. 1 21. 1. 5
 21.11. 9 21.11.16 22. 3. 4 22. 6.30
 23. 4. 1 23. 4.22 24. 4. 1 25. 6.29
 25. 9. 6 25. 9.13 26. 4. 1 26. 5.31
 27. 2.13 27. 5. 1 27. 6. 1 29. 3.31
 30. 3.31
 令和元. 7.16 2.11. 1 3. 3. 1 6. 3. 8
 6. 4. 1 7. 4. 1 7. 7.22 8. 7.10

第1章 総 則

(目的等)

第1条 この規則は、上場有価証券の発行者が行う会社情報の適時開示及び本所への書類の提出等について、必要な事項を定める。

2 上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

第2章 会社情報の適時開示等

(会社情報の開示)

第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実であっても、本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを除く。)は、本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

上場有価証券の発行者の会社情報の

適時開示等に関する規則の取扱い

(制定)昭和47.12. 1

(変更)昭和50. 5.31 51. 9.27 52. 3.31 52. 4. 1
 56.10.12 57. 5. 1 57.10. 1 58.11. 1
 58.12. 1 60. 2.12 61. 3. 5 62. 5.20
 63. 2. 1 63. 6. 1 63.10. 1
 平成元. 4. 1 2.12. 1 3. 3. 1 3. 4. 1
 4. 3.30 4. 7. 1 4. 7.20 5. 4. 1
 5. 8.10 6. 2.10 6.10. 1 7. 1. 1
 7. 6. 1 8. 1. 1 8. 4. 1 8. 7. 1
 9. 6. 1 9.10. 1 10. 1. 1 10. 4. 1
 10.12. 1 11. 3. 1 11. 8. 1 11. 9. 1
 11.11.10 12. 3. 1 12. 4. 7 12. 7. 1
 13. 1. 6 13. 4. 1 13. 7.10 13.10. 1
 14. 4. 1 15. 2.10 15. 4. 1 15. 5. 8
 16. 4. 1 16.10. 1 16.12.13 17. 2. 1
 17. 4. 1 18. 2. 1 18. 3. 1 18. 5. 1
 18.11. 1 18.12.22 19. 7. 1 19. 9.30
 20. 4. 1 20. 6. 1 20.12.12 21. 1. 5
 21.11. 9 21.11.16 22. 3. 4 22. 6.30
 23. 4. 1 24. 4. 1 24.10. 1 25. 9. 6
 25. 9.13 27. 2.13 27. 4. 1 27. 5. 1
 27. 6. 1 30. 3.31
 令和 2. 2. 7 2.11. 1 3. 3. 1 4. 9. 1
 5. 3.13 6. 4. 1 7. 4. 1 7. 7.22
 8. 7.10

1. 第2条(会社情報の開示)第1項関係

(1) 第1項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaから1までに掲げる区分に応じ当該aから1までに定める

a 会社法第 199 条第 1 項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集若しくは同法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集(処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。)又は株式若しくは新株予約権の売出し

b 前 a に規定する募集若しくは売出しに係る発行登録(その取下げを含む。)又は当該発行登録に係る募集若しくは売出しのための需要状況の調査の開始

c 資本金の額の減少

c の 2 資本準備金又は利益準備金の額の減少

こととする。ただし、I F R S 任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第 1 号 a に掲げる事項

次の(a)又は(b)のいずれかに該当すること。

(a) 会社法第 199 条第 1 項に規定する株式会社の発行する株式若しくはその処分する自己株式を引き受ける者の募集(処分する自己株式を引き受ける者の募集をする場合にあっては、これに相当する外国の法令の規定によるものを含む。)の払込金額又は売価額の総額(当該有価証券が新株予約権証券である場合には、同法第 238 条第 1 項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集(処分する自己新株予約権を引き受ける者の募集を含む。)の払込金額又は売価額の総額に当該新株予約権証券に係る新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額)が 1 億円未満であると見込まれること。ただし、次の(b)に規定する場合、株主割当てによる場合及び買収への対応方針の導入又は買収への対抗措置の発動に伴う場合を除く。

(b) 当該上場会社又はその子会社若しくは関連会社に対する役務の提供の対価として個人に対して株式又は新株予約権(以下この(b)において「株式等」という。)を割り当てる場合においては、次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の総数が当該株式等の割当日の属する事業年度の直前の事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式(自己株式を除く。)の総数の 100 分の 1 未満であると見込まれること。

ロ 当該株式等の割当日における当該株式及び当該新株予約権の目的である株式の価額の総額が 1 億円未満であると見込まれること。

- d 会社法第 156 条第 1 項（同法第 163 条及び第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による自己株式の取得
- d の 2 株式無償割当て又は新株予約権無償割当て
- d の 3 前 d の 2 に規定する新株予約権無償割当てに係る発行登録（その取下げを含む。）又は当該発行登録に係る新株予約権無償割当てのための需要状況若しくは権利行使の見込みの調査の開始
- e 株式の分割又は併合
- f 剰余金の配当
- f の 2 株式交換
- f の 3 株式移転
- f の 4 株式交付
- g 合併
- g の 2 会社の分割
- h 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

b 第 1 号 h に掲げる事項

(a) 事業の一部を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 直前連結会計年度の末日における当該事業の譲渡に係る資産の帳簿価額が同日における連結純資産額（連結財務諸表における純資産額をいう。以下 2. (2) までにおいて同じ。）の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

ロ 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結会社（上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下 2. (2) までにおいて同じ。）の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲渡の予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益（I F R S

- i 解散（合併による解散を除く。）
- j 新製品又は新技術の企業化

任意適用会社である場合は、親会社の所有者に帰属する当期利益。以下 2. (2) までにおいて同じ。) の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第 49 条第 1 項第 8 号イに掲げる事項

(b) 事業の全部又は一部を譲り受ける場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること

イ 当該事業の譲受けによる資産の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 当該事業の譲受けの予定日の属する連結会計年度及び翌連結会計年度の各連結会計年度においていずれも当該事業の譲受けによる親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第 49 条第 1 項第 8 号ロ又はハに掲げる事項

c 第 1 号 j に掲げる区分

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結

k 業務上の提携又は業務上の提携の解消

会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第49条第1項第9号に定める事項

d 第1号kに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内を開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあつては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額（連結財務諸表における資本金の額をいう。以下1.(1)及び2.(1)において同じ。）とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあつては、新たに取得される株式の数が上場会社の直前連結会計年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の5以下であると見込まれること。

(ロ) 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合（当該新会社の設立が子会社等の設立に該当する場合を除く。）

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率（所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この1.(1)及び2.(1)の規定において同じ。）を乗じて得たものがいずれも上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも直前連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第49条第1項第10号イに掲げる事項

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次の(イ)又は(ロ)に掲げる場合においては、当該(イ)又は(ロ)のそれぞれに定める基準に該当すること。

(イ) 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、取得されている株式の数が上場会社の直前事業年度の末日又は株式の併合、株式の分割若しくは株式無償割当てがその効力を生ずる日のうち最も遅い日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数の100分の5以下であること。

1 子会社(法第 166 条第 5 項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。)の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の子会社の異動を伴う事項

(ロ) 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが直前連結会計年度の連結会社の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

ロ 取引規制府令第 49 条第 1 項第 10 号ロに掲げる事項

e 第 1 号 1 に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当する子会社(連動子会社を除く。)の異動を伴うものであること。

(a) 子会社又は新たに子会社となる会社の直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該子会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

(b) 子会社又は新たに子会社となる会社の直前事業年度の売上高(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該子会社の各事業年度の売上高の見込額)が直前連結会計年度の連結会社の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

(c) 子会社又は新たに子会社となる会社の直前事業年度の経常利益金額(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該子会社の各事業年度の経常利益金額の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

(d) 子会社又は新たに子会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から 3 年以内に開始する当該子会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利

益金額の100分の30に相当する額未満であること。

- (e) 上場会社の直前連結会計年度における子会社又は新たに子会社となる会社から仕入高(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社からの仕入高の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (f) 上場会社の直前連結会計年度における子会社又は新たに子会社となる会社に対する売上高(新たに子会社を設立する場合には、子会社の設立予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該子会社に対する売上高の見込額)が上場会社の直前連結会計年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (g) 子会社又は新たに子会社となる会社の資本金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。
- (h) 上場会社が子会社取得(子会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を子会社とすることをいう。以下同じ。)を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額(子会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。)に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。
- (i) 上場会社が子会社取得を行う場合にあっては、子会社取得に係る対価の額に当該子会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社の業務執行を決定する機関により決定された当該上場会社による他の子会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が当該上場会社の直前事業年度の末日における純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

m 固定資産（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第22号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の譲渡又は取得

n リースによる固定資産の賃貸借

o 事業の全部又は一部の休止又は廃止

(j) 取引規制府令第49条第1項第11号に定める事項

f 第1号mに掲げる場合

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 取引規制府令第49条第1項第12号イに掲げる事項

(b) 固定資産を取得する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該固定資産の取得価額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第49条第1項第12号ロに掲げる事項

g 第1号nに掲げる事項

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合

上場会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の貸借を行う場合

当該固定資産のリース金額の総額が上場会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

h 第1号oに掲げる事項

- p 国内の金融商品取引所又は外国の金融商品取引所等に対する株券の上場の廃止又は登録の取消しに係る申請
- q 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て
- r 新たな事業の開始(新商品の販売又は新たな役務の提供の企業化を含む。以下同じ。)

次の掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 取引規制府令第49条第1項第13号に定める事項

i 第1号rに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 取引規制府令第49条第1項第14号に定

める事項

- s 法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)又は同第 24 条の 6 第 1 項に規定する上場株券等の同第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付け
- t 当該上場会社が発行者である株券等に係る前 s 前段に規定する公開買付け若しくは当該株券等に係る金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。以下「施行令」という。)第 31 条に規定する買集め行為(以下この t において「公開買付け等」という。)に対抗するための買付けその他の有償の譲受けの要請又は公開買付け等に関する意見の公表若しくは株主に対する表示
- u 削 除
- v 代表取締役又は代表執行役の異動
- w 人員削減等の合理化
- x 商号の変更
- y 単元株式数の変更又は単元株式数の定めの変更若しくは新設
- z 事業年度の末日の変更
- a a 預金保険法(昭和 46 年法律第 34 号)第 74 条第 5 項の規定による申出

- j 第1号wに掲げる事項
- 次に掲げるもののいずれにも該当すること。
- (a) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 合理化の実施の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該合理化の実施による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

a b 削 除

a c 上場債券(上場転換社債型新株予約権付社債券(転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例第1条の2に規定する転換社債型新株予約権付社債券をいう。以下同じ。))を含む。以下このa c及び次の(2) rの2において同じ。)に係る全部若しくは一部の繰上償還又は社債権者集会の招集その他上場債券に関する権利に係る重要な事項

a d 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等(法第193条の2第1項の監査証明(以下「監査証明」という。))又は財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。))第1条の2に規定する監査証明に相当すると認められる証明(以下「監査証明に相当する証明」という。)をいう。以下同じ。)を行う公認会計士等の異動

a e 財務諸表等、中間財務諸表等又は第3号の2に規定する四半期財務諸表等に継続企業の前提に関する事項を注記すること。

a e の 2 企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号。以下「開示府令」という。))第15条の2第1項又は第18条の2第1項の規定に基づく当該各項に規定する承認申請書の提出

a f 株式事務を本所の承認する株式事務代行機関に委託しないこと

a g 内部統制に開示すべき重要な不備がある旨又は内部統制の評価結果を表明できない旨を記載する内部統制報告書の提出

a h 定款の変更

a i 全部取得条項付種類株式(会社法第171条第1項に規定する全部取得条項付種類株式をいう。)の全部の取得

a j 株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。))に係る承認又は不承認

a k 財務上の特約(開示府令第19条第2項第12

k 削 除

l 第1号 a hに掲げる事項

定款の変更理由が(a)から(c)までのいずれかに該当すること。

(a) 法令の改正等に伴う記載表現のみの変更

(b) 本店所在地の変更

(c) その他投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認める理由

m 第1号 a kに掲げる事項

号の4に規定する財務上の特約をいう。以下同じ。)が付された金銭消費貸借契約(連結子会社との間で締結するものを除く。以下この項において同じ。)の締結(既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。)又は財務上の特約が付された社債(連結子会社に対して発行するものを除く。以下この項において同じ。)の発行(既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。)

- a 1 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更

a m a から前 a 1 までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

- n 第1号a 1に掲げる事項

- (a) 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限の変更又は財務上の特約が付された社債の償還期限の変更を行う場合

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

- (b) 財務上の特約の内容の変更を行う場合

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

ロ 当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微であること。

- (1)の2 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前1(1)の規定の適用については、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「連結純資産額(連結財務諸表における純資産額をいう。以下2(2)までにおいて同じ。)」とあるのは「純資産額(資産の総額から負債の総額を控除して得た額(控除してなお控除しきれない金額がある場合には、当該控除しきれない金額はないものとする。))をいう。以下この1.(1)の2において同じ。)」と、「連結会社(上場会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下2.(2)までにおいて同じ。)」の売上高」とあるのは「売上高」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額」と、「連

(2) 次に掲げる事実が発生した場合

a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害

b 主要株主(法第 163 条第 1 項に規定する主要株主をいう。以下この b において同じ。)又は筆頭株主(主要株主のうち所有株式数(他人(仮設人を含む。)名義のものを含み、同項に規定する株式の所有の態様その他の事情を勘案して有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(平成 19 年内閣府令第 59 号。以下「取引規制府令」という。以下同じ。)で定めるものを除く。)の最も多い株主をいう。)の異動

c 特定有価証券(法第 163 条第 1 項に規定する特定有価証券をいう。以下この c において同じ。)又は特定有価証券に係るオプションの上場の廃止の原因となる事実

d 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

結会社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結会社の固定資産」とあるのは「固定資産」と、「連結資本金額(連結財務諸表における資本金の額をいう。以下 1. (1) 及び 2 (1) において同じ。)」とあるのは「資本金の額」と、「連結資本金額」とあるのは「資本金の額」と、「連結会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(2) 第 1 項に規定する本所が定める基準のうち同項第 2 号に掲げる事実に係るものは、次の a から k までに掲げる区分に応じ当該 a から k までに定めることとする。ただし、I F R S 任意適用会社については、連結経常利益に係る基準は適用しない。

a 第 2 号 a に掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第 50 条第 1 号に定める事項

b 第 2 号 d に掲げる事実

(a) 訴えが提起された場合

次のイ及びロに掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 訴訟の目的の価額が直前連結会計年度の

末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第50条第3号イに掲げる事項

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)のイに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)のイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により上場会社の給付する財産の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満

- e 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

であると見込まれること。

ホ 取引規制府令第50条第3号ロに掲げる事項

- c 第2号eに掲げる事実

- (a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 取引規制府令第50条第4号イに掲げる事項

- (b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)のイに掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらず完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)のイに掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらず完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満

f 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

g 支配株主（親会社（財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。以下同じ。）又は議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者として本所が定める者をいう。以下同じ。）の異動又はその他の関係会社（財務諸表等規則第8条第8項に規定するその他の関係会社をいう。以下同じ。）の異動

h 債権者その他の当該上場会社以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て（以下「破産手続開始の申立て等」という。）

i 手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分（以下「不渡り等」という。）

j 親会社等（親会社、その他の関係会社又はその親会社をいう。以下同じ。）に係る破産手続開始の申立て等

k 債権者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。

であると思込まれること。

ニ 取引規制府令第50条第4号ロに掲げる事項

d 第2号fに掲げる事実

(a) 法令に基づく処分を受けた場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると思込まれること。

ロ 取引規制府令第50条第5号に定める事項

(b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

e 第2号kに掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると思込まれること。

(b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100

1 主要取引先(前事業年度における売上高又は仕入高が売上高の総額又は仕入高の総額の 100 分の 10 以上である取引先をいう。以下同じ。)との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止

m 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長(債務の免除に準ずると本所が認めるものに限る。)又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

m の 2 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手續等に関する法律(令和 7 年法律第 67 号)に基づく対象債権者集会における権利変更議案の決議が、議決権者の全ての同意により成立したこと又は同法第 27 条第 1 項に基づき裁判所の認可の決定により成立したこと。

分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第 50 条第 6 号に定める事項

f 第 2 号 1 に掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 取引規制府令第 50 条第 7 号に定める事項

g 第 2 号 m に掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額(債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額)が直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

(b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 取引規制府令第 50 条第 8 号に定める事項

g の 2 第 2 号 m の 2 に掲げる事実

権利変更議案の決議の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

n 資源の発見

n の 2 特別支配株主(会社法第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主をいう。以下同じ。)(当該特別支配株主が法人であるときは、その業務執行を決定する機関をいう。)が当該上場会社に係る株式等売渡請求を行うことについての決定をしたこと又は当該特別支配株主が当該決定(公表がされた(法第 166 条第 4 項に規定する公表がされたことをいう。)ものに限る。)に係る株式等売渡請求を行わないことを決定したこと。

o 株主による株式若しくは新株予約権の発行又は自己株式の処分の差止めの請求

p 株主による株主総会の招集の請求

q 保有有価証券(当該上場会社の子会社株式以外の国内の金融商品取引所に上場している有価証券に限る。)の全部又は一部について、事業年度、中間会計期間又は四半期会計期間(1 事業年度が 3 か月を超える場合に、当該年度の期間を 3 か月ごとに区分した期間(当該各期間のうち最後の期間を除く。)をいう。以下同じ。)(第 2 四半期会計期間を除く。)の末日における時価額(当該日の金融商品取引所における最終価格(当該最終価格がないときは、その日前における直近の金融商品取引所における最終価格)により算出した価額)が帳簿価額を下回ったこと(当該上場会社有価証券の評価方法として原価法を採用している場合に限る。))。

r 社債に係る期限の利益の喪失

r の 2 財務上の特約が付された金銭消費貸借契

h 第 2 号 n に掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 取引規制府令第 50 条第 9 号に定める事項

i 第 2 号 q に掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。
- (b) 各有価証券について時価額が帳簿価額を下回っている金額を合計した額が、直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること

j 第 2 号 r に掲げる事実

次の(a)及び(b)に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。
- (b) 当該社債が上場債券又は上場転換社債型新株予約権付社債券に該当しないこと。

k 第 2 号 r の 2 に掲げる事実

約に係る財務上の特約に定める事由の発生

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額が直
前連結会計年度の末日における連結純資産額の
100 分の 10 に相当する額未満であること。

r の 3 上場債券に係る社債権者集会の招集その
他上場債券に関する権利に係る重要な事実

s 有価証券報告書又は半期報告書に記載される
財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明等
を行う公認会計士等の異動(業務執行を決定する機
関が、当該公認会計士等の異動を行うことにつ
いての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わ
ないことを決定した場合を含む。))において、前
号の規定に基づきその内容を開示した場合を除
く。)

t 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監
査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間
監査報告書若しくは期中レビュー報告書を添付
した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理
大臣等に対して、法第 24 条第 1 項又は法第 24
条の 5 第 1 項に定める期間内に提出できる見込
みのないこと(前号 a e の 2 に掲げる事項につ
いて同号の規定に基づき開示を行う場合を除く。)
及び当該期間内に提出しなかったこと(当該期間
内に提出できる見込みのない旨の開示を行った
場合を除く。)並びにこれらの開示を行った後提
出したこと。

t の 2 開示府令第 15 条の 2 第 3 項又は第 18
条の 2 第 4 項に規定する承認を受けたこと
又は受けられなかったこと。

u 財務諸表等に添付される監査報告書、中間財務
諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期
中レビュー報告書又は第 3 号の 2 に規定する四
半期財務諸表等に添付される期中レビュー報告
書について、継続企業の前提に関する事項を除外
事項として公認会計士等の「除外事項を付した限
定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」
若しくは「除外事項を付した限定付結論」又は公
認会計士等の「不適正意見」、「中間財務諸表等
が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結
論」、「意見の表明をしない」若しくは「結論の表
明をしない」旨が記載されることとなったこと。

u の 2 内部統制報告書に対する内部統制監査報
告書について、「不適正意見」又は「意見の表明
をしない」旨が記載されることとなったこと。

v 株式事務代行委託契約の解除の通知の受領そ
の他株式事務を本所が承認する株式事務代行機

関に委託しないこととなるおそれが生じたこと
又は株式事務を本所が承認する株式事務代行機
関に委託しないこととなったこと

w a から前 v までの掲げる事項のほか、当該上場
会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価
証券に関する重要な事項であって投資者の投資
判断に著しい影響を及ぼすもの

(2)の2 連結財務諸表を作成すべき会社でない
会社に対する前1.(2)の規定の適用について
は、「連結経常利益」とあるのは「経常利益」
と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」
と、「連結純資産額」とあるのは「純資産額（資
産の総額から負債の総額を控除して得た額（控
除してなお控除しきれない金額がある場合に
は、当該控除しきれない金額はないものとし
る。）をいう。以下この1.(2)の2において同
じ。）」と、「親会社株主に帰属する当期純利
益」とあるのは「当期純利益」と、「連結会
社の売上高」とあるのは「売上高」と、「連結
会社の債務」とあるのは「債務」とする。

(2)の3 第2条第1項第2号gに規定する本所が定
める者とは、自己の計算において所有している議決
権と次のa及びbに掲げる者が所有している議決
権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占め
ている主要株主（親会社を除く。）をいう。

a 当該主要株主の近親者（二親等内の親族をい
う。以下同じ。）

b 当該主要株主及び前(a)に掲げる者が議決権の
過半数を自己の計算において所有している会社
等（会社、指定法人、組合その他これらに準ずる
企業体（外国におけるこれらに相当するものを含
む。）をいう。）及び当該会社等の子会社

(3) 当該上場会社の事業年度若しくは中間会計期間
又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係
る決算の内容が定まった場合

(3)の2 前第3号に規定する場合のほか、当該上場
会社の四半期累計期間（事業年度の開始の日から四
半期会計期間の末日までの期間をいう。以下同じ。）
（第2四半期累計期間を除く。）又は四半期連結累
計期間（連結会計年度の開始の日から四半期連結会
計期間（1連結会計年度が3か月を超える場合に、
当該連結会計年度の期間を3か月ごとに区分した
期間（当該各期間のうち最後の期間を除く。）をい
う。以下同じ。）の末日までの期間をいう。以下同
じ。）（第2四半期連結累計期間を除く。）に係る決

(3) 第3号の2に規定する本所が定めるところによ
り作成する四半期財務諸表等は、別添「四半期財務
諸表等の作成基準」に準拠して作成するものとし
る。

算の内容が定まった場合。この場合において、当該決算の内容には、本所が定めるところにより作成する四半期財務諸表等を含めるものとする。

(3)の3 当該上場会社は、本所が定める場合に該当したときは、当該場合に該当することとなった日から該当しなくなる日までの間、前第3号の2に規定する四半期財務諸表等に対して公認会計士等の期中レビューを受けなければならない。

(3)の2 第3号の3に規定する本所が定める場合とは、次のaからiまでに定める場合をいう。

a 直近の有価証券報告書の財務諸表等に添付される監査報告書又は直近の半期報告書の間接財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書(直近の半期報告書に係る中間会計期間又は中間連結会計期間が属する事業年度又は連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されている場合にあっては、直近の有価証券報告書の財務諸表等に添付される監査報告書)において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」、「除外事項を付した限定付結論」、「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合

b 法第24条の2第1項又は法第24条の5第5項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書において、前aに該当する場合

c 直近の内部統制監査報告書において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載されている場合

d 直近の内部統制報告書において、「開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効でない旨並びにその開示すべき重要な不備の内容及びそれが事業年度の末日までに是正されなかった理由」が記載されている場合

e 法第24条の4の5第1項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正内部統制報告書において、前dに該当する場合

f 直近の有価証券報告書をその事業年度経過後3か月以内に内閣総理大臣等に提出できない場合又は半期報告書を法第24条の5第1項の表の各号の下欄に掲げる期間内に内閣総理大臣等に提出できない場合。ただし、財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると本所が認めるときを除く。

g 直近の半期報告書において、法第24条の5第5項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書に添付される中間財務諸表等に

監査証明府令第3条第1項の中間監査報告書又は期中レビュー報告書が添付されている場合。ただし、当該半期報告書に係る中間会計期間若しくは中間連結会計期間が属する事業年度若しくは連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されているとき又は財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると本所が認めるときを除く。

h 第3号の4の規定に基づく四半期財務諸表等に対する期中レビュー報告書において、公認会計士等の「限定事項を付した限定付結論」、「否定的結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合。ただし、当該四半期財務諸表等に係る四半期累計期間又は四半期連結累計期間が属する事業年度又は連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されているときを除く。

i 法第7条第1項、第9条第1項又は第10条第1項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正届出書(新規上場申請に際して提出した有価証券届出書に係る訂正届出書に限る。)の財務諸表等に添付される監査報告書又は中間財務諸表等に添付される中間監査報告書若しくは期中レビュー報告書において、公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」、「除外事項を付した限定付結論」、「不適正意見」、「中間財務諸表等が有用な情報を表示していない意見」、「否定的結論」、「意見の表明をしない」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合。ただし、上場会社が上場日以後に有価証券報告書を提出しているときを除く。

(3)の4 上場会社は、第3号の2に規定する四半期財務諸表等について、公認会計士等の期中レビューを受けた場合は、当該公認会計士等が本所が定めるところにより作成した期中レビュー報告書を添付し、同号に定める開示を行うものとする。

(4) 当該上場会社の属する企業集団(連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。))第4条第1項第1号に規定する企業集団をいう。の売上高、営業利益、経常利益又は純利益(上場会社がIFRS任意適用会社(連結財務諸表規則第312条又は財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。))第326条第2項に規定す

(3)の3 第3号の4に規定する本所が定めるところにより作成した期中レビュー報告書とは、監査証明府令第3条第4項の期中レビュー基準に準拠して実施された期中レビューの結果に基づき作成された期中レビュー報告書をいう。

(4) 第4号に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準は、次のaからdまでに掲げる区分に応じ当該aからdまでに掲げることとする。

a 企業集団の売上高

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.1以

る指定国際会計基準により財務諸表等又は中間財務諸表等を作成し、内閣総理大臣等に提出する会社をいう。)である場合は、売上高、営業利益、税引前利益、当期利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益)について、公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)に比較して当該上場会社が新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算において差異(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとして本所が定める基準に該当するものに限る。)が生じた場合

- (5) 当該上場会社の剰余金の配当について予想値を算出した場合
- (6) 当該上場会社において、法第166条第2項第3号に掲げる事実が生じた場合(前第4号及び第5号に規定する場合を除く。)又は同条第2項第7号に掲げる事実が生じた場合
- (7) 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する第4号の規定の適用については、同号中「当該上場会社の属する企業集団」とあるのは「当該上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業

上又は0.9以下であること。

b 企業集団の営業利益

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

c 企業集団の経常利益(上場会社がI F R S任意適用会社である場合は、税引前利益)

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値を公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

d 企業集団の純利益(上場会社がI F R S任意適用会社である場合は、当期利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益)

新たに算出した予想値又は当連結会計年度の決算における数値が公表がされた直近の予想値(当該予想値がない場合は、公表がされた前連結会計年度の実績値)で除して得た数値が1.3以上又は0.7以下(公表がされた直近の予想値又は当該予想値がない場合における公表がされた前連結会計年度の実績値がゼロの場合はすべてこの基準に該当することとする。)であること。

- (5) 連結財務諸表を作成すべき会社でない会社に対する前(4)の適用については、前(4)中「企業集団」とあるのは「上場会社」と、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」とする。

年度」とする。

2 上場会社は、その子会社が次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては本所が定める基準に該当するものその他の投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものと本所が認めるものを、第2号の2 aに定める法第166条第2項第5号に掲げる事項及び第2号の2 bに定める法第166条第2項第6号に掲げる事実にあつては投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして取引規制府令で定める基準に該当するものを除く。)は本所が定めるところにより、直ちにその内容を開示しなければならない。

(1) 上場会社の子会社の業務執行を決定する機関が、当該子会社について次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)

a 株式交換

1. の2 第2条(会社情報の開示)関係

(1) 第1項及び第2項の規定に基づき開示すべき内容は、原則として、次のaからdに掲げる内容とする。

a 第1項第1号及び第2項第1号に定める事項(以下この項において「決定事実」という。)を決定した理由又は第1項第2号及び第2項第2号に定める事実(以下この項において「発生事実」という。)が発生した経緯

b 決定事実又は発生事実の概要

c 決定事実又は発生事実に関する今後の見通し

d その他本所が投資判断上重要と認める事項

(2) 第1項第1号aに該当する場合で、第三者割当による募集株式等の割当てを行うときの開示は、次のaからcに掲げる内容を含めるものとする。

a 割当てを受ける者の払込みに要する財産の存在について確認した内容

b 次の(a)及び(b)に掲げる事項((b)に掲げる事項については、本所が必要と認める場合に限る。)

(a) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

(b) 払込金額が割当てを受ける者に特に有利でないことに係る適法性に関する監査役、監査等委員会又は監査委員会の意見等

c 企業行動規範に関する規則第2条に定めるところにより同条各号に掲げるいずれかの手続を行う場合は、その内容(同条ただし書の規定の適用を受ける場合は、その理由)

2. 第2条(会社情報の開示)第2項関係

(1) 第2項に規定する本所が定める基準のうち同項第1号に掲げる事項に係るものは、次のaからoまでに掲げる区分に応じ当該aからoまでに定めることとする。

a 第1号aに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

b 株式移転

b の 2 株式交付

(a) 当該株式交換による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該株式交換による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該株式交換による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該株式交換による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

b 第 1 号 b に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式移転による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該株式移転による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該株式移転による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該株式移転による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

b の 2 第 1 号 b の 2 に掲げる事項

次の (a) から (d) までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該株式交付による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該株式交付による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高

c 合併

の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該株式交付による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該株式交付による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第1号cに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該合併による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該合併による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該合併による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該合併による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

cの2 会社の分割

cの2 第1号cの2に掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該分割による当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 当該分割により当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 当該分割による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(d) 当該分割による連結会社の親会社株主に帰

d 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け

属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

d 第1号dに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該事業の譲渡又は譲受けによる当該連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該事業の譲渡又は譲受けによる連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

dの2 第1号eに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該解散による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (b) 当該解散による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該解散による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- (d) 当該解散による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

e 解散（合併による解散を除く。）

f 新製品又は新技術の企業化

e 第1号fに掲げる事項

g 業務上の提携又は業務上の提携の解消

新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が連結会社の直前連結会計年度の末日における固定資産の帳簿価額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

f 第1号gに掲げる事項

(a) 業務上の提携を行う場合

当該業務上の提携の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を行う場合

当該資本提携につき、相手方の会社の株式又は持分を新たに取得する場合にあっては、新たに取得する株式又は持分の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、相手方に株式を新たに取得される場合にあっては、新たに取得される株式の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少くない金額の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 業務上の提携により他の会社と共同して新会社を設立する場合(当該新会社の設立が孫会社の設立に該当する場合を除く。)

新会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該新会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額に新会社設立時の出資比率(所有する株式の数又は持分の価額を発行済株式の総数又は出資の総額で除して得た数値をいう。以下この(1)において同じ。)を乗じて得たものがいずれも連結会社

の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新会社の当該各事業年度における売上高に出資比率を乗じて得たものがいずれも連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 業務上の提携の解消を行う場合

当該業務上の提携の解消の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該業務上の提携の解消による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、次のイ又はロに掲げる場合においては、当該イ又はロのそれぞれに定める基準に該当すること。

イ 資本提携を伴う業務上の提携を解消する場合

当該資本提携の解消につき、相手方の会社の株式又は持分を取得している場合にあっては、取得している株式又は持分の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であり、相手方に株式を取得されている場合にあっては、相手方の取得価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額と連結資本金額とのいずれか少なくない金額の100分の10に相当する額未満であること。

ロ 他の会社と共同して新会社を設立して行っている業務上の提携を解消する場合

新会社の直前事業年度の末日における当該新会社の総資産の帳簿価額に出資比率を乗じて得たものが連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であり、かつ、当該新会社の直前事業年度の売上高に出資比率を乗じて得たものが連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

h 孫会社（施行令第29条第2号に規定する孫会社をいう。以下同じ。）の異動を伴う株式又は持分の譲渡又は取得その他の孫会社の異動を伴う

g 第1号hに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前

事項

事業年度の末日における総資産の帳簿価額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の末日における総資産の帳簿価額の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

- (b) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の売上高(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の売上高の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であること。
- (c) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の経常利益金額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の経常利益金額の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (d) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の直前事業年度の当期純利益金額(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する当該孫会社の各事業年度の当期純利益金額の見込額)が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であること。
- (e) 上場会社の直前事業年度において孫会社又は新たに孫会社となる会社からの仕入高(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該孫会社からの仕入高の見込額)が上場会社の直前事業年度の仕入高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (f) 上場会社の直前事業年度における孫会社又は新たに孫会社となる会社に対する売上高(新たに孫会社を設立する場合には、孫会社の設立の予定日から3年以内に開始する上場会社の各事業年度における当該孫会社に対する売上高の見込額)が上場会社の直前事業年度の売上高の総額の100分の10に相当する額未満であること。
- (g) 孫会社又は新たに孫会社となる会社の資本

i 固定資産の譲渡又は取得

j リースによる固定資産の賃貸借

金の額又は出資の額が上場会社の資本金の額の100分の10に相当する額未満であること。

(h) 子会社が孫会社取得（上場会社の孫会社でなかった会社の発行する株式又は持分を取得する方法その他の方法により、当該会社を上場会社の孫会社とすることをいう。以下同じ。）を行う場合にあっては、孫会社取得に係る対価の額（孫会社取得の対価として支払った、又は支払うべき額の合計額をいう。以下同じ。）に当該孫会社取得の一連の行為として行った、又は行うことが上場会社又は子会社の業務執行を決定する機関により決定された上場会社による子会社取得又は子会社による他の孫会社取得に係る対価の額の合計額を合算した額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の15に相当する額未満であること。

h 第1号iに掲げる事項

(a) 固定資産を譲渡する場合

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

イ 当該固定資産の譲渡による連結会社の資産の額の減少額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による連結経常利益の増加額又は減少額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 当該固定資産の譲渡の予定日の属する連結会計年度において当該固定資産の譲渡による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が上場会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 固定資産を取得する場合

当該固定資産の取得による連結会社の資産の額の増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

i 第1号jに掲げる事項

k 事業の全部又は一部の休止又は廃止

(a) リースによる固定資産の賃貸を行う場合
連結会社の直前連結会計年度の末日における当該固定資産の帳簿価額が、同日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であること。

(b) リースによる固定資産の賃借を行う場合
当該固定資産のリース金額の総額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

j 第1号kに掲げる事項

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

(c) 事業の全部又は一部の休止又は廃止の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該休止又は廃止による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

l 破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立て

m 新たな事業の開始

k 第1号mに掲げる事項

新たな事業の開始の予定日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該新たな事業の開始による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新たな事業の開始のために特別に支出する額の合計額が直前連結会計年度の末日における連結会社の固定資産の

n 法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等の同項に規定する公開買付け(同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。)又は同第 24 条の 6 第 1 項に規定する上場株券等の同第 27 条の 22 の 2 第 1 項に規定する公開買付け

o 商号の変更

p 預金保険法第 74 条第 5 項の規定による申出

q 削 除

r 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約(当該上場会社又は他の連結子会社との間で締結するものを除く。以下この項において同じ。)の締結(既に締結している金銭消費貸借契約に新たに財務上の特約が付された場合を含む。)又は財務上の特約が付された社債(当該上場会社又は他の連結子会社に対して発行するものを除く。以下この項において同じ。)の発行(既に発行している社債に新たに財務上の特約が付された場合を含む。)

s 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約又は社債について、弁済期限の変更若しくは償還期限の変更又は財務上の特約の内容の変更

帳簿価額の 100 分の 10 に相当する額未満であると見込まれること。

1 第 1 号 o に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げるもののいずれにも該当すること。

(a) 当該子会社等に係る直前事業年度の末日における総資産の帳簿価額が連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

(b) 当該子会社等の直前事業年度の売上高が連結会社の直前連結会計年度の売上高の 100 分の 10 に相当する額未満であること

(c) 当該子会社等の直前事業年度の経常利益金額が連結会社の直前連結会計年度の連結経常利益の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

(d) 当該子会社等の直前事業年度の当期純利益金額が連結会社の直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であること。

m 削 除

n 第 1 号 r に掲げる事項

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

o 第 1 号 s に掲げる事項

(a) 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の弁済期限又は財務上の特約が付された社債の償還期限の変更を行う場合

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。

- t a から前 s までに掲げる事項のほか、当該上場会社の子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの
- (2) 上場会社の子会社に次に掲げる事実が発生した場合
- a 災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害
- b 財産権上の請求に係る訴えが提起されたこと又は当該訴えについて判決があったこと若しくは当該訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

- (b) 財務上の特約の内容の変更を行う場合
次のイ又はロのいずれかに該当すること。
- イ 当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額又は当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 10 に相当する額未満であること。
- ロ 当該財務上の特約に定める事由及び当該事由の発生があった場合の効果に照らして軽微であること。

- (2) 第 2 項に規定する本所が定める基準のうち同項第 2 号に掲げる事実に係るものは、次の a から j までに掲げる区分に応じ当該 a から j までに定めることとする。

a 第 2 号 a に掲げる事実

次に掲げるもののいずれにも該当すること。

- (a) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 3 に相当する額未満であること。
- (b) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。
- (c) 当該災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。

b 第 2 号 b に掲げる事実

(a) 訴えが提起された場合

訴訟の目的の価額が当該連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の 100 分の 15 に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する連結会計年度開始の日から 3 年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該敗訴による連結会社の売

c 事業の差止めその他これに準ずる処分を求める仮処分命令の申立てがなされたこと又は当該申立てについて裁判があったこと若しくは当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと。

上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

(b) 訴えについて判決があった場合又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等(訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 判決等により給付する財産の額が当該連結会社に係る直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ニ 判決等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該判決等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

c 第2号cに掲げる事実

(a) 仮処分命令の申立てがなされた場合

当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該仮処分命令による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100

分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- (b) 仮処分命令の申立てについての裁判があった場合又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結した場合

前(a)に掲げる基準に該当する申立てについての裁判等(申立てについて裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したことをいう。以下この(b)において同じ。)の場合又は前(a)に掲げる基準に該当しない申立てに係る手続の一部が裁判によらずに完結した場合であって、次のいずれにも該当すること。

イ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

ロ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による連結経常利益の減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

ハ 裁判等の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該裁判等による親会社株主に帰属する当期純利益の減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。

- d 免許の取消し、事業の停止その他これらに準ずる行政庁による法令に基づく処分又は行政庁による法令違反に係る告発

- d 第2号dに掲げる事実

- (a) 法令に基づく処分を受けた場合

法令に基づく処分を受けた日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該処分による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。

- (b) 法令違反に係る告発がなされた場合

行政庁により法令違反に係る告発がなされた事業部門等の直前連結会計年度の売上高が当該連結会計年度の連結会社の売上高の100分の10に相当する額未満であること。

- e 債権者その他の当該子会社以外の者による破産手続開始の申立て等
- f 不渡り等
- g 孫会社に係る破産手続開始の申立て等
- h 債務者又は保証債務に係る主たる債務者について不渡り等、破産手続開始の申立て等その他これらに準ずる事実が生じたことにより、当該債務者に対する売掛金、貸付金その他の債権又は当該保証債務を履行した場合における当該主たる債務者に対する求償権について債務の不履行のおそれが生じたこと。
- i 主要取引先との取引の停止又は同一事由による若しくは同一時期における複数の取引先との取引の停止
- j 債権者による債務の免除若しくは返済期限の延長(債務の免除に準ずると本所が認めるものに限る。)又は第三者による債務の引受け若しくは弁済

- e 第2号hに掲げる事実
 - 次に掲げるもののいずれにも該当すること。
 - (a) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が当該連結会社の直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の3に相当する額未満であると見込まれること。
 - (b) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
 - (c) 売掛金、貸付金その他の債権又は求償権について当該債務の不履行のおそれのある額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
- f 第2号iに掲げる事実
 - 取引先との取引の停止の日の属する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該取引の停止による連結会社の売上高の減少額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であると見込まれること。
- g 第2号jに掲げる事実
 - 次に掲げるもののいずれにも該当すること。
 - (a) 債務の免除の額又は債務の引受け若しくは弁済の額(債務の返済期限の延長の場合には、当該債務の額)が直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。
 - (b) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による連結経常利益の増加額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の100分の30に相当する額未満であると見込まれること。
 - (c) 債務の免除若しくは債務の返済期限の延長又は債務の引受け若しくは弁済による親会社株主に帰属する当期純利益の増加額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の100分の30に相当する額未満である

j の2 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に基づく対象債権者集会における権利変更議案の決議が、議決権者の全ての同意により成立したこと又は同法第27条第1項に基づき裁判所の認可の決定により成立したこと。

k 資源の発見

l 社債に係る期限の利益の喪失

m 財務上の特約が付された金銭消費貸借契約に係る財務上の特約に定める事由の発生

n a から前mまでに掲げる事実のほか、当該子会社の運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものの

(2)の2 上場会社が連動子会社（取引規制府令第49条第11号に規定する連動子会社をいう。以下同じ。）を有している場合には、前2号のほか、当該連動子会社が次のいずれかに該当する場合

a 連動子会社の業務執行を決定する機関が当該連動子会社について法第166条第2項第5号イからチまでに掲げる事項を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。）

b 連動子会社に法第166条第2項第6号イ又はロに掲げる事実が発生した場合

3 上場会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める書面を本所に提出したときは、直ちに当該書面を開示しなければならない。

(1) 株券上場廃止基準第2条第1項第2号bに規定する流通株式数が上場会社の事業年度の末日において上場株式数の5%未満である場合に該当した場合

同bに規定する公募、売出し又は数量制限付分売

と見込まれること。

g の2 第2号jの2に掲げる事実

権利変更議案の決議の対象となる金銭債務の総額が、直前連結会計年度の末日における連結会社の債務の総額の100分の10に相当する額未満であること。

h 第2号kに掲げる事実

発見された資源の採掘又は採取を開始する連結会計年度開始の日から3年以内に開始する各連結会計年度においていずれも当該資源を利用する事業による連結会社の売上高の増加額が直前連結会計年度の売上高の100分の10に相当する額未満であることと見込まれること。

i 第2号lに掲げる事実

当該社債の発行価額の総額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

j 第2号mに掲げる事実

当該金銭消費貸借契約の債務の元本の額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の100分の10に相当する額未満であること。

予定書

- (2) 株券上場廃止基準第2条第1項第4号に規定する「上場時価総額が5億円に満たない場合」又は同基準第2条の2第1項第2号に規定する「上場時価総額が2億円に満たない場合」に該当した場合各号に規定する書面
- 4 上場会社はその事業年度の末日において債務超過の状態となった場合は、当該事業年度の末日から起算して3か月以内（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由により、3か月以内に開示することが困難であると本所が認める場合は、この限りでない。）に、債務超過を解消するための取組み及びその実施時期について記載した計画を開示しなければならない。
- 5 上場会社は、前項に規定する計画を開示してから債務超過を解消するまでの間、各事業年度、各中間会計期間若しくは各四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く。）又は各連結会計年度、各中間連結会計期間若しくは各四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く。）に係る決算の内容を第1項第3号又は同項第3号の2の定めるところにより開示するまでの間において、前項により提出した計画の進捗状況について開示しなければならない。
- 6 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第11項の規定に準じて開示を行うものとする。
- 7 上場株券の発行者は、上場株券の最近の投資単位（1単位当たりの価格をいう。以下同じ。）として本所が定める価格が50万円以上である場合には、事業年度経過後3か月以内に、企業行動規範に関する規則第14条に規定する水準へ移行するための当該発行者の投資単位の引下げに関する考え方及び方針等を開示しなければならない。
- 8 上場会社は、企業行動規範に関する規則の取扱い
2. (1)に規定する有価証券（以下「C B等」という。）であって、本所が定める発行条件が付されたもの（以下「M S C B等」という。）を発行している場合は、次の各号に掲げる事項を、当該各号に定めるところにより開示しなければならない。

2. の 2 第2条（投資単位の引下げに関する開示）第7項関係

第7項に規定する最近の投資単位として本所が定める価格とは、直前事業年度の末日以前1年間における本所の売買立会における当該上場株券の日々の最終価格（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された最終気配値段を含むものとし、その日に約定値段（呼値に関する規則第9条の規定により気配表示された気配値段を含む。）がない場合には、本所がその都度定める価格とする。以下、2. の 2 において同じ。）をもとに算出した1単位当たりの価格の平均と、直前事業年度の末日における本所の売買立会における当該上場株券の最終価格をもとに算出した1単位当たりの価格のうち、いずれか低い価格をいう。

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 月間のMSCB等の転換又は行使の状況
翌月初め</p> <p>(2) 月初からのMSCB等の転換累計若しくは行使
累計又は同月中における開示後の転換累計若しく
は行使累計が当該MSCB等の発行総額の10%以
上となった場合に、当該転換又は行使の状況
該当後直ちに</p> <p>(3) 上場会社が発行する有価証券に係る法第2条第
20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が
当該上場会社が発行するCB等と密接不可分の関
係であって、かつ、当該CB等及び当該デリバティ
ブ取引その他の取引が一体としてMSCB等と同
等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デ
リバティブ取引その他の取引を一体としてMSC
B等とみなして前2号の規定を適用する。</p> <p>9 上場会社は、事業年度経過後3か月以内に、当該事
業年度の末日における公益財団法人財務会計基準機
構への加入状況（当該機構に加入していない場合は、
翌事業年度以降における加入に関する考え方を含
む。）を開示しなければならない。ただし、本所が定
める場合は、この限りでない</p> <p>10 支配株主又はその他の関係会社を有する上場会社
は、事業年度経過後3か月以内に、本所が定める支配
株主等に関する事項を開示しなければならない。</p> | <p>2.の3 第2条(財務会計基準機構への加入状況等に関
する開示)第9項関係</p> <p>第9項ただし書に規定する本所が定める場合とは、
上場会社が第2条第3号の規定に基づき事業年度又
は連結会計年度に係る決算の内容を開示する際に、公
益財団法人財務会計基準機構の会員マークを表示し
ている場合をいう。</p> <p>2.の4 第2条(会社情報の開示)第10項関係</p> <p>第10項に規定する「本所が定める支配株主等に関
する事項」とは、次の(1)から(6)までに定める事項を
いうものとする。</p> <p>(1) 親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に
対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等
が発行する株券が上場されている国内の金融商品
取引所又は上場若しくは継続的に取引されている
外国の金融商品取引所等の商号又は名称</p> <p>(2) 親会社等が複数ある場合は、親会社等のうち上
場会社に与える影響が最も大きいと認められる会
社(影響が同等であると認められるときは、そのす
べての会社)の商号又は名称及び当該会社が上場会
社に与える影響が最も大きいと認められる理由(影
響が同等であると認められるときは、その理由)</p> <p>(3) 親会社等(親会社等が複数あるときは、親会社
等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認
められる会社をいうものとし、その影響が同等であ
ると認められるときは、いずれか一つの会社をいう
ものとする。)が第2条第10項の適用を受ける場合
(当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場さ
れている株券の発行者である場合又は外国の金融
商品取引所等において上場若しくは継続的に取引</p> |
|---|---|

- されている株券若しくは預託証券(当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。)の発行者である場合を除く。)には、当該ただし書の適用を本所に認められた理由
- (4) 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係
- (5) 支配株主等の取引に関する事項(財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和51年大蔵省令第28号)第15条の4の2の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、次のaからcまでに掲げる者との取引に関する事項をいう。)
- a 親会社等
 - b 支配株主(親会社を除く。)及びその近親者
 - c 前bに掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社及び当該会社等の子会社
- (6) 有価証券上場規程の取扱い要領 11. の4(1)に規定する指針(第4条の5の規定により当該指針に変更があった場合には、当該変更後の指針を含む。)に定める方策の履行状況
- 11 上場会社が親会社等(親会社等が会社である場合に限るものとし、親会社等が複数ある場合にあっては、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいい、その影響が同等であると認められる場合にあっては、いずれか一つの会社をいうものとする。)を有している場合において、当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間(当該親会社等が四半期財務諸表提出会社である場合には、四半期累計期間。次項において同じ。)又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間(当該親会社等が四半期連結財務諸表提出会社である場合には、四半期連結累計期間。次項において同じ。)に係る決算の内容が定まったときは、上場会社は、直ちにその内容を開示しなければならない。
- 12 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、上場会社は、同項に規定する開示を要しないものとする。ただし、第2号から第4号までのいずれかに該当する場合であって、かつ、上場会社が当該親会社等に関する事実等の会社情報のうち上場会社の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することを本所に書面により確約したときは、この限りでない。
- (1) 当該親会社等が国内の金融商品取引所に上場されている株券等の発行者である場合

(2) 当該親会社等が外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券等の発行者である場合

(3) 当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が当該親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る決算の内容を把握することが困難であると本所が認める者である場合

(4) その他本所が適当と認める者である場合

13 株券上場廃止基準第3条の5第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の整備及び運用の状況等を開示しなければならない。

14 株券上場廃止基準第3条の5第4項第2号、第7項第2号又は第10項第1号bの規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者である上場会社は、本所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度の末日から起算して3か月以内(本所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は、当該事業年度の末日及び翌事業年度の末日から起算して3か月以内)に、内部管理体制の整備及び運用の状況等を開示しなければならない。

(少数株主の賛成割合等の開示)

第2条の2 40%以上の議決権を保有する者として本所が定める株主を有する上場会社は、株主総会において取締役の選任議案(会社提案議案に限る。)が決議された場合、次の各号に掲げる事項を遅滞なく開示しなければならない。

(1) 各取締役の選任議案に対する少数株主(本所が定める株主をいう。以下この条において同じ。)の賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数並びに賛成の意思の表示に係る議決権の割合

(2) 40%以上の議決権を保有する者として本所が定める株主(本所が定めるところにより議決権を合算する株主を含む。)の概要

(3) 少数株主の反対理由の把握に向けた取締役会における対応方針(第1号に規定する賛成の意思の表示に係る議決権の割合が50%を超えない選任議案が存在する場合に限る。)

2 前項第3号に掲げる事項を開示した上場会社は、前項における選任議案が決議された株主総会の日の翌日から起算して6か月以内に、次の各号に掲げる事項

を開示しなければならない。

- (1) 前項第3号の規定により開示した対応方針の実施状況
- (2) 少数株主から得られた反対理由の概要
- (3) 追加的な施策の必要性、施策の内容

(適時適切な会社情報の開示の実践)

第2条の3 第2章の規定は会社情報の適時開示等について上場会社が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、上場会社は、同規定を理由としてより適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない。

(会社情報の開示に係る審査等)

第2条の4 上場会社は、第2章の規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 開示する情報の内容が虚偽でないこと。
- (2) 開示する情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないこと。
- (3) 開示する情報が投資者判断上誤解を生じせしめるものでないこと。
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、開示の適正性に欠けていないこと。

(会社情報の本所への説明)

第2条の5 上場有価証券の発行者は、第2条及び第2条の3の規定に基づき会社情報の開示を行う場合は、あらかじめ本所に当該開示に係る内容を説明するものとする。

(開示前における自社のウェブサイト等での会社情報の取扱い)

第2条の6 上場有価証券の発行者は、第2条及び第2条の3の規定に基づき開示が求められる会社情報についてインターネットを利用して公衆による閲覧ができる状態に置こうとするときは、次条の定めるところにより当該会社情報が開示された時以後にこれを行うものとする。ただし、アクセス制御機能（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第3項に規定するアクセス制御機能をいう。）を付加するなど公衆による当該会社情報の開示前の閲覧を制限するための措置を講じる場合は、この限りでない。

(会社情報の開示の方法)

第2条の7 第2条及び第2条の3の規定に基づく会社情報の開示は、T D n e t（本所の適時開示情報伝達システムをいう。以下同じ。）を利用して行うものとする。

2 前項の場合において、上場有価証券の発行者は、当該開示に係る資料をT D n e tにより本所に送信するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、上場有価証券の発行者は、本所所定の「会社情報の公開に関する通知書」及び当該開示に係る資料(以下「公開通知書等」という。)の本所への提出をもって同項に規定するT D n e tによる開示資料の送信に代えることができる。この場合において、当該上場有価証券の発行者が国内の他の金融商品取引所(T D n e tが設置されている金融商品取引所に限る。)に上場されている有価証券の発行者であるときは、本所が適当と認める書類を当該金融商品取引所に提出したときは、本所に対して公開通知書等の提出が行われたものとみなす。

4 上場有価証券の発行者は、本所が適当と認める場合には、公開通知書等のファクシミリによる送信をもって前項前段の規定による公開通知書等の提出に代えることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、第2条から第2条の3までの規定に基づく会社情報の開示は、T D n e tの稼動に支障が生じた場合その他本所が必要があると認める場合には、本所がその都度定める方法により行うものとする。

6 本所は、上場有価証券の発行者が第2項から前項までの規定により送信又は提出した資料を公衆の縦覧に供することができるものとする。

7 上場会社は、施行令第30条第1項第2号の規定に基づく重要事実等又は公開買付け等事実の本所への通知及び同項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の本所への通知を行う場合には、第2条から第2条の3までの規定に基づく会社情報の開示に係る方法により行うものとする。

8 前3条、第6項、次条第1項及び第4条第1項の規定は、前項の施行令第30条第1項第4号の規定に基づく公開買付け等事実の本所への通知を行う場合について準用する。

(会社情報に係る照会事項の報告及び開示)

第3条 上場有価証券の発行者は、当該発行者の会社情報に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、

直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

- 2 前項の規定により照会を受けた上場有価証券の発行者には、本所が同項の報告のため必要と認める場合に、会社情報に関して必要な調査及び調査結果の本所への報告を行うものとする。
- 3 第1項の規定による照会に係る事実(前項の規定による調査結果を含む。)について開示することが必要かつ適当と本所が認める場合には、上場有価証券の発行者は、直ちにその内容を開示するものとする。
- 4 前2条の規定は、前項の規定に基づく開示について準用する。
- 5 第1項の規定は、次の各号に掲げる場合について準用する。

(1) 本所が上場有価証券の売買管理上必要と認めて照会を行った場合(本所が、本所の市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため必要があると認めて、会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合を含む。)

(2) 国内の他の金融商品取引所から、その市場における有価証券の売買等の公正の確保を図るための調査のため、上場会社に係る会社情報の発生から公表に至る経緯等に関する情報提供の要請があった場合において、本所が当該要請に応じることが相当と認めて、当該経緯等について照会を行った場合

(実効性の確保に係る規定の審査における本所への協力義務)

第3条の2 上場有価証券の発行者は、本所が第14条から第15条まで、第三者割当により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則第4条又は企業行動規範に関する規則第19条及び第19条の2の規定に基づく審査に必要と認めて、財務諸表等若しくは中間財務諸表等の監査証明等又は第2条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等の期中レビューを行う公認会計士等(当該公認会計士等であった者を含む。次項において同じ。)に対して事情説明等を求める場合には、これに協力するものとする。

- 2 上場有価証券の発行者は、前項の規定により本所が当該公認会計士等に対して事情説明等を求めるため、本所が請求した場合には、当該公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない。

(開示内容の変更又は訂正)

第4条 上場有価証券の発行者は、第2条から第2条の3まで又は第3条第3項の規定に基づき開示した内容について変更又は訂正すべき事情が生じた場合は、直ちに当該変更又は訂正の内容を開示しなければならない。

2 上場会社は、第2条第1項第3号の3の規定により公認会計士等の期中レビューを受けた四半期財務諸表等について前項の規定により変更又は訂正する場合において、同条第1項第3号の2に規定する四半期財務諸表等を改めて作成するときは、当該四半期財務諸表等に対して公認会計士等の期中レビューを受け、同条第1項第3号の4に規定するレビュー報告書を添付し、前項の開示を行うものとする。

3 第2条の4から第2条の6までの規定は、前2項の規定に基づく開示について準用する。

2. の5 第4条（開示内容の変更又は訂正）関係

上場有価証券の発行者が第2条の規定に基づき開示した決算の内容について有価証券報告書又は半期報告書の提出前に変更又は訂正すべき事情が生じた場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものと本所が認める場合を除く。)の開示については、当該決算に係る有価証券報告書又は半期報告書の提出後遅滞なく行えば足りるものとする。

3. 第2条の2（少数株主の賛成割合等の開示の取扱い）関係

(1) 第1項本文に規定する40%以上の議決権を保有する者として本所が定める株主とは、次のaからcまでに定める者をいう。

a 親会社

b その他の関係会社（上場会社の議決権の40%以上を保有する場合に限る。）

c 自己の計算において所有している議決権と次の(a)及び(b)に掲げる者が所有している議決権とを合わせて、上場会社の議決権の40%以上を占めている主要株主（a及び前bに掲げる者を除く。）

(a) 当該主要株主の近親者

(b) 当該主要株主及び前(a)に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

(2) 第1項第1号に規定する本所が定める株主とは、上場会社の株主のうち前(1)に掲げる者(前(1)cにあっては、同(1)cの(a)及び(b)に掲げる者を含む。)を除いた株主をいう。

第4条の2 削 除

(情報取扱責任者の届出)

第4条の3 上場会社は、第3条第1項の規定に基づき本所が行う照会に対する報告その他会社情報の開示に係る連絡を掌る者(以下「情報取扱責任者」という。)1名以上を選定し、その者の氏名、役職名及び連絡先

4. 第4条の3（情報取扱責任者の届出）関係

第4条の3に規定する情報取扱責任者は、上場会社の取締役若しくは執行役又はこれらに準じる役職の者のうちから選定するものとする。

を本所に届け出るものとする。

- 2 上場会社は、前項の届出内容に変更がある場合は、その旨を本所に届け出るものとする。

第4条の4 削 除

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)

第4条の5 上場会社は、本所が定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項について記載した報告書の内容に変更が生じた場合には、遅滞なく変更後の報告書を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該変更後の報告書を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- 2 前項前段の場合において、当該変更の内容が本所が定める事項に関するものであるときには、変更が生じた後最初に到来する定時株主総会の日以後遅滞なく変更後の報告書の提出を行うことができるものとする。

4. の 2 削 除

4. の 3 第4条の5 (コーポレート・ガバナンスに関する報告書) 関係

- (1) 第1項に規定する「本所が定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次のaからgまでに掲げる事項をいう。

- a コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の上場会社に関する基本情報(支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含み、上場子会社を有する場合は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策を含む。)
- b 「コーポレートガバナンス・コード」に関する事項(企業行動規範に関する規則第5条の3に規定する基本原則を実施しない理由を含む。)
- c 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況及び当該体制を選択している理由
- d 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
- e 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況(反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容を含む。)
- f 独立役員の確保の状況(独立役員として指定する者が、次の(a)から(k)までのいずれかに該当する場合は、その旨及びその概要を含む。)
 - (a) 過去に当該会社又はその子会社の業務執行者(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)であった者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役であった者又は会計参与であった者を含む。)
 - (b) 過去に当該会社の親会社の業務執行者であった者、業務執行者でない取締役であった者、監査役であった者又は会計参与であった者

- (c) 過去に当該会社の兄弟会社の業務執行者であった者
- (d) 過去に当該会社を主要な取引先とする者の業務執行者であった者又は当該会社の主要な取引先の業務執行者であった者
- (e) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（法人、組合等の団体であるものに限る。）に過去に所属していた者
- (f) 過去に当該会社の主要株主の業務執行者であった者又は当該会社が主要株主である先の業務執行者であった者
- (g) (a)から前(f)までに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者（二親等内の親族をいう。）
- (h) 当該会社の取引先又はその出身者（業務執行者又は過去10年内のいずれかの時において業務執行者であった者をいう。以下同じ。）
- (i) 当該会社の株式を政策保有株式として保有している先の出身者又は当該会社が株式を政策保有株式として保有している先の出身者
- (j) 当該会社の出身者が他の会社の社外役員である場合の当該他の会社の出身者
- (k) 当該会社から寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、出身者又はそれに相当する者をいう。）

g その他本所が必要と認める事項

- (2) 第2項に規定する「本所が定める事項」とは、前(1) aに掲げる事項のうち資本構成及び企業属性に関する事項、前(1) bに掲げる事項及び投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が認める事項をいうものとする。

第3章 書類の提出等

（決定事項等に係る通知及び書類の提出）

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、第2条各項の規定に基づき行う会社情報の開示により、本所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、本所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係

- (1) 第1項に規定する本所が定める基準は、1. (1)に規定する基準（同(1) a及び1を除く。）をいうものとする。
- (2) 第1項に規定する通知は、同項各号に掲げる事項について決議又は決定（取締役会で決議したこと（代表取締役の専決事項である場合にあっては、代表取締役が所要の手續に従い決定したことをいい、監査等委員会設置会社にあつては、取締役が決定したことを含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役が決定したことを含む。）をいう。以下次の

(1) 第2条第1項第1号aからa kまでに掲げる事項

(3)までに於いて同じ。)を行つた後、直ちに取締役会決議通知書(代表取締役又は執行役の決定の場合は、決定通知書)を提出することにより行うものとする。

(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行つた場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。

a 第2条第1項第1号aに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、電子開示手続(法第27条の30の2に規定する電子開示手続をいう。以下同じ。)により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(c)に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a) 目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類

作成後直ちに

この場合において、上場会社は、当該目論見書(法第13条第1項前段及び第3項の規定により作成されたものを除く。)を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(b) 安定操作取引関係者(施行令第20条第3項各号に規定する安定操作取引の委託等を行うことができる者をいう。)のリスト

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引を行うことができる期間の初日の前日まで

(c) 有価証券通知書(変更通知書を含む。)の写し

内閣総理大臣等へ提出後直ちに

(d) 上場会社が第三者割当による募集株式等の割当てを行う場合(割当てを受ける者の全てが上場会社又は本所の会員その他の本所が適当と認める者である場合を除く。)には、本所所定の「割当てを受ける者と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書」

作成後直ちに

b 第2条第1項第1号bに掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、電子開示手続により発行登録書及び訂正発行登録書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)のイに掲げる書類の提出を要しないものとし、電子開示手続により発行登録追補書類を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)のロに掲げる

書類の提出を要しないものとする。

(a) 発行登録に関する次の書類

イ 発行登録目論見書及び発行登録仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類

作成後直ちに

ロ 発行登録追補書類目論見書

作成後直ちに

ハ 発行登録通知書の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

ニ 発行登録取下届出書の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

(b) 需要状況の調査の開始に関する次の書類

本所所定の「需要状況の調査開始通知書」

決定後直ちに（調査開始日の前日まで）

c 第2条第1項第1号dの2に掲げる事項

新株予約権無償割当ての決議又は決定を行った場合は、有価証券通知書及び変更通知書の写し

内閣総理大臣等に提出後遅滞なく

cの2 第2条第1項第1号dの3に掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類

(a) 発行登録に関する次のイ及びロに掲げる書類

イ 発行登録通知書の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

ロ 発行登録取下届出書の写し

内閣総理大臣等に提出後直ちに

(b) 需要状況又は権利行使の見込みの調査の開始に関する次の書類

本所所定の「需要状況又は権利行使の見込みの調査開始通知書」

決定後直ちに（調査開始日の前日まで）

d 第2条第1項第1号eに掲げる事項

株式の併合（会社法第182条の2第1項に規定する株式の併合に限る。）を行う場合は、次の(a)及び(b)に掲げる書類。この場合において、上場会社は、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第182条の2第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(b) 会社法第182条の6第1項に規定する書面（法定事後開示書類）の写し

株式の併合の効力発生日以後速やかに

dの2 第2条第1項第1号fに掲げる事項

臨時計算書類を作成した場合は、臨時計算書類並びに会計監査報告及び監査報告

作成後直ちに

dの3 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)から(c)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 株式交換契約書の写し

(b) 会社法第782条第1項又は第794条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日まで

(c) 会社法第801条第3項第3号に規定する書面（法定事後開示書類）の写し

株式交換の効力発生日以後速やかに

(d) 他の会社と株式交換を行う場合（非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるときを除く。）

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式交換比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

dの4 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第803条第1項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日まで

(b) 他の会社と共同して株式移転を行う場合

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式移転に係る株式移転比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

dの5 第2条第1項第1号fの4に掲げる事項

次の(a)から(c)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)及び(b)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第816条の2第1項に規定する書面

(法定事前開示書類)の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

- (b) 会社法第816条の10第2項に規定する書面
(法定事後開示書類)の写し

株式交付の効力発生日以後速やかに

- (c) 他の会社を子会社とする株式交付を行う場合(非上場会社を子会社とする株式交付を行う場合であって上場会社が会社法第816条の4第1項の規定の適用を受けるときを除く。)には、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交付に係る株式交付比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

- e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)から(c)までに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 合併契約書の写し

契約締結後直ちに

- (b) 会社法第782条第1項、第794条第1項又は第803条第1項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

- (c) 会社法第801条第3項第1号に規定する書面(法定事後開示書類)の写し

合併の効力発生日以後速やかに

- (d) 他の会社と合併する場合(上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第2項の規定の適用を受けるとき又は完全子会社と合併する場合を除く。)には合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

- eの2 第2条第1項第1号gの2に掲げる事項

次の(a)から(e)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)から(c)までに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 吸収分割の場合には、分割契約書の写し

契約締結後直ちに

- (b) 会社法第 782 条第 1 項、第 794 条第 1 項又は第 803 条第 1 項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し

これらの規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

- (c) 会社法第 791 条第 2 項、第 801 条第 3 項第 2 号又は第 811 条第 2 項に規定する書面(法定事後開示書類)の写し

分割の効力発生日以後速やかに

- (d) 他の上場会社と吸収分割を行う場合又は他の上場会社と共同して新設分割を行う場合

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該分割に係る株式の割当比率に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

- (e) 非上場会社と吸収分割を行う場合又は非上場会社と共同して新設分割を行う場合(上場会社が会社法 784 条第 2 項、第 796 条第 2 項若しくは第 805 条の規定の適用を受ける場合又は完全子会社と会社分割を行う場合を除く。)

前(e)に規定する書面

作成後直ちに

e の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 s に掲げる事項

本所に上場している法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等(以下、この 5. において「株券等」という。)の同項に規定する公開買付け(以下、この 5. において「公開買付け」という。)により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって本所に上場しているものの公開買付けを行う場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格(施行令第 8 条第 2 項に規定する買付けの価格に準ずるものを含む。e の 4 において同じ。)に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

e の 4 第 2 条第 1 項第 1 号 t に掲げる事項

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付け者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当該上場会社の役員と利益

を共通にする者、当該上場会社の支配株主若しくは企業行動規範に関する規則の取扱い 3. の 2 (3) a から d までの掲げる者である場合は、当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

f 第 2 条第 1 項第 1 号 a c に掲げる事項(社債権者集会の招集に限る。)

社債権者集会招集通知書の写し及び当該社債権者集会の決議通知書の写し

それぞれ決議後遅滞なく

f の 2 第 2 条第 1 項第 1 号 a h に掲げる事項
変更後の定款

変更後遅滞なく

この場合において、上場会社は、当該書類の提出については、当該書類の内容を記録した電磁的記録(法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録)の提出により行うものとし、当該書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

f の 3 第 2 条第 1 項第 1 号 a i に掲げる事項

全部取得条項付種類株式の全部の取得により上場株券が上場廃止となる見込みがある場合には、次の(a)及び(b)に掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a) 会社法第 171 条の 2 第 1 項に規定する書面(法定事前開示書類)の写し同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(b) 当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、取得対価に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

f の 4 第 2 条第 1 項第 1 号 a j に掲げる事項

次の(a)及び(b)に掲げる書類。ただし、(b)に掲げる書類の提出については、株式等売渡請求(会社法第 179 条の 3 第 1 項に規定する株式等売渡請求をいう。以下同じ。)に係る承認の場合に限るものとする。この場合において、上場会社は、(a)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供するこ

(2) 株式の種類の変更

(3) 発行可能株式総数の変更（株式分割の場合における会社法第 184 条第 2 項による発行可能株式総数の増加を含む。）

(4) 株主優待方法の新設、変更又は廃止

(5) 上場会社又はその関係会社から、株主に対して行う当該関係会社の発行する株式の割当て又はその優先的申込み資格の付与

(6) 募集株式（有価証券上場規程第 6 条の 3 に規定する募集株式をいう。以下同じ。）の引受人（金融商品取引法第 2 条第 6 項で規定する引受人をいう。）から、株主に対して行う当該募集株式の優先的申込資格の付与

(7) 上場債券又は上場転換社債型新株予約権付社債券に関する信託契約、発行契約若しくは社債管理委託契約その他本所が必要と認める委託契約の変更

(8) 上場有価証券の償還又は消却

(9) 株式に係る基準日の設定

(10) 株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券に係る権利を表示する預託証券の募集又は売出し及びその発行登録（その取下げを含む。）

とに同意するものとする。

(a) 会社法第 179 条の 5 第 1 項に規定する書面（法定事前開示書類）の写し

同項の規定により当該書面を本店に備え置くこととされている日までに

(b) 当事会社以外の者であつて、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、売渡対価に関する見解を記載した書面

作成後直ちに

g 第 2 号に掲げる事項

変更内容説明の通知書

確定後直ちに

h 第 5 号に掲げる事項

割当確定日及び内容説明の通知書

確定後直ちに

i 第 6 号に掲げる事項

割当確定日及び内容説明の通知書

確定後直ちに

j 第 7 号に掲げる事項

信託契約、発行契約又は社債管理委託契約その他本所が必要と認める委託契約の変更に係る契約書の写し

契約変更後直ちに

k 削除

l 第 10 号に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。ただし、電子開示手続により有価証券届出書及び訂正届出書を内閣総理大臣等に対し提出した場合には、(a)に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(a) 目論見書及び届出仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類

作成後直ちに

この場合において、上場会社は、当該目論見書（法第 13 条第 1 項前段及び第 3 項の規定により作成されたものを除く。）を本所が公衆縦覧に供することに同意するものとする。

	(b) 有価証券通知書（変更通知書を含む。）の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに (c) 安定操作取引関係者（施行令第 20 条第 3 項各号に規定する安定操作取引の委託等を行うことができる者をいう。）のリストの写し 施行令第 22 条第 2 項から第 4 項までの規定により安定操作取引を行うことができる期間の初日の前日まで (d) 発行登録に関する次の書類 イ 発行登録目論見書及び発行登録仮目論見書並びにこれらの訂正に係る書類 作成後直ちに ロ 発行登録追補目論見書 作成後直ちに ハ 発行登録通知書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに ニ 発行登録取下届出書の写し 内閣総理大臣等に提出後直ちに ホ 発行登録を行っている場合で、募集に係る投資者の需要状況の調査の開始を決定したとき 本所所定の「需要状況の調査開始通知書」 決定後直ちに（調査開始日の前日まで）
(11) 施行令第 20 条第 3 項第 5 号に規定する安定操作取引の委託等を行うことができる者の選定	m 第 11 号に掲げる事項 次に掲げるところによる「安定操作取引委託者通知書」 (a) 記載事項 イ 氏名 ロ 住所 ハ 上場会社との関係 (b) 提出期限 施行令第 22 条第 2 項から第 4 項までの規定により安定操作取引を行うことができる期間の初日の前日まで
(12) 公募（一般募集による新株予約権若しくは新株予約権付社債又はこれらの有価証券に係る権利を表示する預託証券の発行を含む。）又は売出しに係る元引受契約を締結する金融商品取引業者及び募集又は売出しに係る発行価格又は売出価格（他の種類の株式への転換（株式については会社がその発行する株式を取得するのと引換えに他の種類の株式を交付すること、新株予約権については会社がその発行する新株予約権を取得するのと引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。）が行われる株	n 第 12 号に掲げる事項 (a) 法第 5 条第 1 項の届出書の提出を要しない公募又は売出しの場合 次に掲げるところによる「元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書」 イ 記載事項 上場会社又は売出しに係る有価証券の所有者と法第 21 条第 4 項に規定する元引受契約を締結する金融商品取引業者の商号 ロ 提出期限

式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債(新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格)

施行令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで

- (b) 発行価格若しくは売出価格(他の種類の株式への転換が行われる株式(これらの有価証券に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び転換の条件又は売出価格、新株予約権又は新株予約権付社債(新株予約権又は新株予約権付社債に係る権利を表示する預託証券を含む。)にあっては発行価格及び新株予約権の内容又は売出価格)が決定された場合

次に掲げるところによる「発行価格(売出価格)通知書」

イ 記載事項

- (i) 発行価格又は売出価格
- (ii) 発行価額又は売出価額の総額

ロ 提出期限

発行価格又は売出価格の決定後直ちに

- (c) 前(b)の規定にかかわらず、発行価格又は売出価格が一の取引所金融商品市場の一の日ににおける最終価格に一定率を乗ずる等確定値によらずに決定されている場合

次に掲げるところによる「算式表示による発行価格(売出価格)通知書」及び「発行価格(売出価格)の確定値通知書」

イ 「算式表示による発行価格(売出価格)通知書」

(i) 記載事項

- i 算式表示(開示府令第1条第30号に規定する算式表示をいう。以下同じ。)による発行価額又は売出価格
- ii 発行価額又は売出価額の総額の見込額

(ii) 提出時期

算式表示による発行価格又は売出価格の決定後直ちに

ロ 「発行価格(売出価格)の確定値通知書」

(i) 記載事項

- i 発行価格又は売出価格の確定値
- ii 発行価額又は売出価額の総額

(ii) 提出時期

発行価格又は売出価格の確定値が得られた後直ちに

- (4) 第7号に規定する「その他本所が必要と認める

(13) 前各号に掲げる事項以外の上場有価証券に関する権利等に係る重要な事項

2 上場会社は、第2条第1項（第1号を除く。）及び第2項から第4項までのいずれかに該当した場合は、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。ただし、第2条各項の規定に基づき行う会社情報の開示により、本所に提出すべき書類に記載すべき内容が十分に開示されていると認められる場合であって、本所が適当と認めるときは、当該書類の提出を要しないものとする。

委託契約」には次に掲げる契約を含むものとする。

- a 発行事務委託契約
- b 期中事務委託契約

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

- a 他の種類の株式への転換が行われる株式の転換条件又は新株予約権の内容の変更
- b 新株予約権付社債の償還条件又は新株予約権の取得条件の変更
- c 基準日の設定の中止
- d 優先株の累積未払配当金があるときは、剰余金の配当の見込額（権利確定日の2週間前に通知のこと。）
- e 新株の発行を伴わない資本金の額の増加
- f 株式取扱規則の変更（変更後の株式取扱規則を提出すること。）
- g 株主名簿管理人の設置又は変更
- h 失権株の処理
- i 目的及び本店所在地の変更
- j 持株会社である上場会社の子会社が当該上場会社以外の者を割当先として行う拒否権付種類株式（会社法第108条第1項第8号に掲げる事項についての定めがある種類の株式をいう。）又は取締役選任権付種類株式（会社法第108条第1項第9号に掲げる事項（取締役に関するものに限る。）についての定めがある種類の株式をいう。）の発行

(6) 第2項に規定する書類の提出は、次のaからdまでに掲げる場合の区分に応じ当該aからdまでに定めるところにより行うものとする。

- a 第2条第1項第2号mに規定する債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意が当該債権者又は第三者となされた場合

最近事業年度の末日における債務の総額、債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額及び当該債務の総額に対する債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額の割合を記載した合意に関する書面

当該合意後直ちに

- b 第2条第1項第2号rに規定する事実が発生した場合

当該期限の利益の喪失に係る通知書の写し

受理後遅滞なく

- c 第2条第1項第2号rの2に規定する事実が

3 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前2項の規定に準じて本所に対する通知及び書類の提出その他本所が必要と認める書類の提出を行うものとする。

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)

第5条の2 上場会社は、第三者割当(開示府令第19条第2項第1号フに規定する第三者割当をいう。以下同じ。)による募集株式の割当てを行う場合には、本所が定める規則により、当該募集株式の割当てを行う者との間で、当該募集株式の譲渡を行った場合の報告及びその確約等を行うものとする。

(上場申請の手続)

第6条 上場会社は、新たに株式を発行する場合又は上場株式数(自己株式消却決議を行った場合には、当該自己株式消却決議に係る自己株式の数を控除する。以下同じ。)を変更する場合には、原則として、その発行又は変更に先立ちその都度上場申請の手続をとるものとする。ただし、第2条の規定に基づく会社情報の開示又は第5条の規定により本所に提出した書類に含まれている場合は、当該開示又は提出をもってその上場を申請したものとみなす。

(新株予約権の行使に係る書類の提出等)

第7条 上場会社は、他の種類の株式への転換が行われる株式若しくは株式への転換が行われる新株予約権について上場株式への転換が行われる場合又は新株予約権について行使が行われる場合には、次の各号に定めるところに従い、本所に書類の提出を行うものとする。

(1) 上場株式数報告書

発生した場合

社債権者集会招集通知書の写し及び当該社債権者集会の決議通知書の写し

それぞれ受理後遅滞なく

d 第2条第1項第2号tの2に規定する承認を受けた場合

当該承認に係る通知書の写し

受理後遅滞なく

(7) 第3項に規定する「本所が必要と認める書類」とは、上場債券の発行者(国、地方公共団体及び本所への有価証券報告書の写しの提出を行うこととされているものを除く。)に係る事業年度の財務計算に関する書類をいうものとし、当該発行者は、毎事業年度の決算確定後遅滞なく当該書類を本所に提出するものとする。

6. 第6条(上場申請の手続)関係

(1) 有価証券上場規程に関する取扱い要領13.の規定は、第6条の場合に準用する。

(2) 上場会社は、自己株式消却決議を行った場合には、遅滞なく当該自己株式消却決議に係る株式数について、変更上場の申請を行うものとする。

7. 削除

翌月初まで

(2) 次の場合における株式への転換通知又は新株予約権の行使通知(ファクシミリによる送信を含む。)

- a 月初からの転換累計若しくは行使累計又は同月中における通知後の転換累計若しくは行使累計が、新株予約権証券各銘柄については新株予約権の残高の 10%以上、新株予約権付社債各銘柄については未償還額面総額(期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債各銘柄については、上場額面総額)の 10%以上、他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄については未転換株式数の 10%以上となった場合

その都度遅滞なく

- b 上場転換社債型新株予約権付社債の各銘柄の上場額面総額が 5 億円未満となった場合、3 億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて新株予約権の行使が行われた場合又は上場している他の種類の株式への転換が行われる株式各銘柄の上場株式数が 5,000 単位未満となった場合、1,000 単位未満となった場合及び上場株式総数のすべてについて転換が行われた場合

直ちに

- c 期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債の期中償還請求権の行使が行われた後に、当該期中償還請求に替えて新株予約権の行使が行われた場合

本所が請求する都度遅滞なく

- d 上場している新株予約権証券の数が 500 単位未満となった場合及び 1 単位未満となった場合

その都度直ちに

2 上場会社は、期中償還請求権が付されている上場転換社債型新株予約権付社債について期中償還請求権の行使が行われる場合であって、次の各号に定めるところに従い、期中償還請求権の行使通知(ファクシミリによる送信を含む。)を本所に提出するものとする。

- (1) 期中償還請求期間開始日からの行使累計又は同期間中における通知後の行使累計が、各銘柄の上場額面総額の 10%以上となった場合

その都度遅滞なく

- (2) 各銘柄の上場額面総額が 5 億円未満となった場合、3 億円未満となった場合及び上場額面総額のすべてについて行使が行われた場合

直ちに

第8条 削 除

第9条 削 除

第10条 削 除

(株主への発送書類の提出)

第11条 上場会社は、株主に対して発送する書類をその発送日前に本所に提出するものとする。

(その他書類の提出)

第12条 上場有価証券の発行者は、本所が正当な理由に基づき請求する書類を遅滞なく提出するものとする。

8. 削 除

9. 第11条(株主に発送する書類等の提出)関係

上場会社は、株主に対して株主総会招集通知書及び株主総会資料を発送又は電磁的な方法で提供する場合には、発送する書類又は電磁的な方法で提供する資料をその発送日又は提供日までに本所に提出するものとする。この場合において、上場会社は、当該書類及び資料の内容を記録した電磁的記録の提出により行うものとし、当該書類及び資料を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

10. 第12条(その他書類の提出)関係

第12条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

- a 各事業年度末日現在における本所の定める様式による株式の分布状況表及び上場優先株の分布状況表(事業年度経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。ただし、事業年度の末日と異なる日が株主基準日である上場会社にあつては、株主基準日現在における株式の分布状況表及び上場優先株の分布状況表を、株主基準日経過後2か月以内で分布状況の判明後遅滞なく提出するものとする。)
- b 上場会社が発行者である有価証券の外国の金融商品取引所における上場(外国の組織された店頭市場において継続的に取引されることとなる場合を含む。以下このbにおいて同じ。)若しくは上場廃止(外国の組織された店頭市場で取引されている銘柄については、当該店頭市場での相場を即時に入手することができない状態となる場合を含む。以下このbにおいて同じ。)に関する報告書(上場会社が発行者である有価証券が外国の金融商品取引所において上場されることとなる場合若しくは上場廃止となる場合)
- c 上場会社が発行者である有価証券が外国で発行される場合等で、当該国の主務官庁等に提出した年次報告書、半期報告書、四半期報告書等の写

し

- d 上場会社が株式事務を株式事務代行機関に委託した場合には、株式事務代行委託契約書等を契約締結後遅滞なく提出するものとし、株式事務代行機関を変更した場合にも同様とする。
- e 上場会社が、その発行する株券（優先株に関する有価証券上場規程の特例第2条第2項に規定する優先株を除く。）について単元株式数に満たない株数を売買単位とすることを希望する場合には、その旨を記載した書面
- f 株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項の規定の適用を受けて株券を上場した会社である場合には、次の(a)から(c)までに掲げる区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面（法定事後開示書類）の写し

この場合において、上場会社は、上場後速やかに当該書類を提出するものとし、本所が当該書類を公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

- (a) 同基準第2条第2項第1号又は第6条第2項第1号の規定の適用を受けた会社
会社法第801条第3項第1号又は第815条第3項第1号に規定する書面
- (b) 同基準第2条第2項第2号又は第6条第2項第2号の規定の適用を受けた会社
会社法第801条第3項第3号又は第815条第3項第3号に規定する書面
- (c) 同基準第2条第2項第3号又は第6条第2項第3号の規定の適用を受けた会社
会社法第801条第3項第2号又は第815条第3項第2号に規定する書面

第12条の2 削 除

（公告に係る情報の広範な周知）

第12条の3 上場会社は、法令の定めるところにより公告を行う場合には、投資者に対する当該公告に係る情報の広範な周知を図るものとする。

（株式分割の効力発生日等）

第12条の4 上場会社は、上場株券について株式分割又は株式無償割当て（上場株券に係る株式と同一の種類の株式を割り当てるものに限る。）を行う場合には、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等の翌日を当該株式分

割又は株式無償割当ての効力発生日として定めるものとする。

- 2 上場会社は、前項に規定する場合において、発行可能株式総数の増加に係る株主総会の決議を要する等一定の要件を満たす必要があるときには、当該株式分割又は株式無償割当てを行うことが確定する日から起算して3日目（休業日を除外する。）の日以後の日を、当該株式分割又は株式無償割当てに係る権利を受ける者を確定するための基準日等とするものとする。

（単元株式数）

第12条の5 上場会社は、上場株券の単元株式数を100株とするものとする。ただし、上場株券の単元株式数が1000株である場合及び株券上場審査基準第4条第1項第8号ただし書きの適用を受けて新規上場した場合には、この限りでない。

- 2 上場株券の発行者は、単元株式数の変更又は単元株式数の定めの新設について取締役会決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行う場合には、単元株式数を100株とするものとする。

（新規上場申請書類の公衆縦覧）

第13条 上場会社は、有価証券上場規程第3条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

第4章 改善報告書の提出

（適時開示等に係る改善報告書の提出）

第14条 本所は、上場有価証券の発行者が次の各号に掲げる場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書（以下「改善報告書」という。）の提出を求めることができる。

- （1） 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2章に違反したと認める場合
（2） 企業行動規範に関する規則第2章に違反したと認める場合

- 2 本所は、前項の規定により提出された改善報告書の内容が明らかに不十分であると認める場合には、当該発行者に対してその変更を要請し、当該改善報告書の

11. 第13条関係（新規上場申請書類等の公衆縦覧）関係

第13条に規定する「有価証券上場規程第3条の規定により提出した書類のうち本所が必要と認める書類」とは、有価証券上場規程に関する取扱い要領9.(3)に規定する書類をいうものとする。

再提出を求めることができる。

- 3 上場有価証券の発行者は、前2項の規定により改善報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善報告書の提出を行わなければならない。
- 4 本所は、上場有価証券の発行者が前項の規定により改善報告書を本所に提出した場合は、当該改善報告書を公衆の縦覧に供するものとする。

(改善状況報告書等の提出)

- 第14条の2 前条第3項(第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書(以下この条において「改善状況報告書」という。)の提出を行わなければならない。ただし、本所が適当と認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本所は、前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場有価証券の発行者に対して、当該改善報告書の提出から5年が経過するまでの間、当該発行者の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めるときは、改善状況報告書の提出を求めることができる。
 - 3 上場有価証券の発行者は、前項の規定により改善状況報告書の提出を求められた場合は、速やかに当該改善状況報告書の提出を行わなければならない。
 - 4 本所は、上場有価証券の発行者が第1項又は前項の規定により改善状況報告書を本所に提出した場合は、当該改善状況報告書を公衆の縦覧に供するものとする。
 - 5 前条第3項の規定により改善報告書を提出した上場有価証券の発行者は、当該発行者の改善措置の実施状況及び運用状況に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。
 - 6 本所は、次の各号に掲げる場合には、当該発行者に対して改善報告書の提出を求めることができる。
 - (1) 第1項又は第3項に規定する改善状況報告書を速やかに提出しない場合において、本所が相当の期間を設けて定める提出期限までに提出しないとき。
 - (2) 第1項又は第3項の規定により提出された改善状況報告書の内容が明らかに不十分であると本所が認める場合
 - (3) 前項の規定に基づく報告を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるとき。

- 7 前条第2項から第4項までの規定は、前項の改善報告書について準用する。

(特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書等の提出)

第14条の3 本所は、株券上場廃止基準第3条の5第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第13項の規定により特別注意銘柄の指定を解除した上場株券の発行者である上場会社に対して、当該特別注意銘柄の指定の解除から5年を経過するまでの間、当該上場会社の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めるときは、内部管理体制の整備及び運用の状況等を記載した報告書(以下この条において「改善状況報告書」という。)の提出を求めることができる。

- 2 株券上場廃止基準第3条の5第4項第1号、第7項第1号、第10項第1号a若しくは第2号又は第13項の規定により特別注意銘柄の指定を解除された上場株券の発行者である上場会社は、当該発行者の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し本所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

- 3 前条第3項、第4項並びに第6項第1号及び第2号の規定は、第1項の改善状況報告書について準用する。

- 4 前条第6項第3号の規定は、第2項の報告について準用する。

- 5 第14条第2項から第4項までの規定は、前2項において準用する前条第6項の改善報告書について準用する。

(書類の提出等に係る改善報告書の提出)

第15条 本所は、上場有価証券の発行者が第3章の規定に基づく書類の提出等を適正に行わなかった場合において、改善の必要性が高いと認めるときは、当該発行者に対して、その経緯及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

- 2 第14条第2項及び第3項の規定は、前項の報告書について準用する。

付 則(平成13.10.1)抄

- 2 改正後の第2条第1項第1号d及び第6条の2の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号。以下「商法等改正法」という。以下同じ。)の商法等改正法附則の規定に基づき

付 則(平成13.10.1)抄

- 2 改正後の6.(2)の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号。以下「商法等改正法」という。以下同じ。)附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自

取得する自己株式又は同附則の規定に基づく自己株式の取得については、なお従前の例により取り扱うものとする。

- 3 改正後の第2条第7項の規定に基づく開示に係る第4条の2及び第14条の規定は、平成14年3月1日以降に終了する事業年度の会社から適用する。
- 4 改正後の第6条の規定にかかわらず、商法等改正法附則第2条又は第24条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則（平成14. 4. 1）抄

- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則（平成15. 2.10）抄

- 2 改正後の第2条第3項の規定は、平成15年4月1日以降に開始する事業年度の会社から適用する。
- 3 改正後の第2条第8項の規定は、平成15年3月1日以降に終了する事業年度の会社から適用する。
- 4 改正後の第2条第3項の規定に基づく開示に係る第4条の2及び第14条の規定は、平成16年4月1日以降に開始する事業年度の会社から、改正後の第2条第8項の規定に基づく開示に係る第4条の2及び第14条の規定は、平成16年3月1日以降に終了する事業年度の会社から、それぞれ適用する。

付 則

この改正規定は、平成15年4月1日から施行し、平成15年3月1日以後終了する事業年度及び連結会計年度に係る財務諸表等及び監査報告書並びに平成15年3月1日後開始する中間会計期間及び中間連結会計期間に係る中間財務諸表等及び中間監査報告書について適用する。

己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

- 3 改正後の7.の規定にかかわらず、商法等改正法附則の規定に基づき取得する自己株式又は同附則の規定に基づく自己株式の取得については、なお従前の例により取り扱うものとする（改正前7. (1)を除く。）。

付 則（平成14. 4. 1）抄

- 2 商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号。以下この付則において「商法等改正法」という。）附則第6条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。
- 3 商法等改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によるとされた転換社債又は新株引受権付社債は、新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。
- 4 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第341条の13第1項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則（平成15. 2.10）抄

- 2 平成17年3月30日までに終了する事業年度における改正後の2.の2に規定する開示については、企業集団の売上高等の開示に代えて、当該上場会社の売上高等の開示とすることができるものとする。

付 則（平成 16.4.1）抄

- 2 改正後の第2条第3項の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する連結会計年度（連結財務諸表を作成すべき会社でない上場会社にあつては、事業年度。以下同じ。）における開示から適用する。ただし、システム対応又は子会社における対応等の必要がある上場会社の実務上の準備期間の必要性を踏まえ、平成 19 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度における開示については、なお従前の例によることができるものとする。
- 3 前項ただし書の規定は、次の各号のいずれかに該当する上場会社については、適用しない。
 - (1) 施行日以後に上場申請が行われて新たに上場会社となった者（株券上場審査基準第4条第2項の規定の適用を受けた者（同項各号に規定する上場会社のいずれかが前項ただし書の規定の適用を受けていた場合に限る。）を除く。）
 - (2) 施行日以後に上場市場の変更申請が行われてアンビシャスからの上場市場の変更が行われた銘柄の上場会社
- 4 施行日前に開始する連結会計年度における開示は、なお従前の例による

付 則（平成 17.2.1）抄

- 2 改正後の第2条第1項第2号g及びjの規定は、平成 17 年 3 月 1 日以後の開示から適用する。
- 3 改正後の第2条第1項第2号tの規定は、この改正規定施行日の（以下「施行日」という。）以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 4 改正後の第2条第9項の規定は、平成 17 年 3 月 1 日以後終了する事業年度の会社から適用する。
- 5 改正後の第4条の4の規定にかかわらず、施行日において現に上場会社である会社については、同条に規定する宣誓書及び添付書類を、平成 17 年 3 月 31 日までに本所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該宣誓書及び添付書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の第8条の規定は、施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則（平成 17.9.30）抄

- 2 改正後の第12条の4第1項の規定は、平成 18 年 1

付 則（平成 16.4.1）抄

- 2 改正後の 2. の 2 の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する連結会計年度（連結財務諸表を作成すべき会社でない上場会社にあつては、事業年度。以下同じ。）における開示から適用する。ただし、システム対応又は子会社における対応等の必要がある上場会社の実務上の準備期間の必要性を踏まえ、平成 19 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度における開示については、なお従前の例によることができるものとする。
- 3 前項ただし書の規定は、次の各号のいずれかに該当する上場会社については、適用しない。
 - (1) 施行日以後に上場申請が行われて新たに上場会社となった者（株券上場審査基準第4条第2項の規定の適用を受けた者（同項各号に規定する上場会社のいずれかが前項ただし書の規定の適用を受けていた場合に限る。）を除く。）
 - (2) 施行日以後に上場市場の変更申請が行われてアンビシャスからの上場市場の変更が行われた銘柄の上場会社
- 4 施行日前に開始する連結会計年度における開示は、なお従前の例による。

付 則（平成 17.2.1）抄

- 2 改正後の 1. の 2 (3) 及び平成 8 年 1 月 1 日改正付則の規定は、平成 17 年 3 月 1 日以後の開示から適用する。ただし、改正後の 1. の 2 (3) c の規定は、平成 17 年 3 月 1 日以後終了する親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る開示から適用する。
- 3 施行日において現に上場会社である会社は、改正後の 2. の 5 (1) 及び(2)に規定する事項その他本所が必要と認める事項を記載した書面を、平成 17 年 3 月 31 日までに本所に提出するものとする。

月4日以後の日を基準日とする株式分割について適用する。

付 則（平成18. 5. 1）抄

- 2 この改正規定施行の日において現に上場会社である会社は、平成18年5月31日（平成18年2月中及び同年3月中に決算期が到来した会社にあつては、同年7月31日）までに本所に定款を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該定款の提出については、当該定款に記載された内容を記録した電磁的記録（法令に基づき電磁的記録が作成されている場合にあつては、当該電磁的記録）の提出により行うものとし、当該定款を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

付 則（平成18. 5. 1）抄

- 2 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第105条の規定によりなお従前の例によるとされた株式交換、株式移転、合併及び会社の分割に係る本所への書類の提出については、なお従前の例による。

付 則（平成18.12.22）抄

- 2 改正後の第2条第1項第4号の規定は、上場会社の営業利益又は当該会社の属する企業集団の営業利益について、平成19年3月1日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度（同日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあつては、当該中間会計期間又は中間連結会計期間）に係る決算の内容を開示した日以降に公表がされた予想値（当該予想値がない場合は、直近に公表がされた実績値）に比較して、当該上場会社が新たに算出した予想値又は当該事業年度の翌事業年度若しくは当該連結会計年度の翌連結会計年度（平成19年3月1日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあつては、同日以後終了する事業年度又は連結会計年度）の決算において差異が生じた場合から適用する。
- 3 改正後の第2条第2項第3号の規定は、上場会社の子会社の営業利益又は当該子会社の属する企業集団の営業利益について、平成19年3月1日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度（同日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあつては、当該中間会計期間又は中間連結会計期間）に係る決算の内容を開示した日以降に公表が

された予想値（当該予想値がない場合は、直近に公表がされた実績値）に比較して、当該子会社が新たに算出した予想値又は当該事業年度の翌事業年度若しくは当該連結会計年度の翌連結会計年度（平成 19 年 3 月 1 日以後に中間会計期間又は中間連結会計期間の末日が先に到来する場合にあっては、同日以後終了する事業年度若しくは連結会計年度）の決算において差異が生じた場合から適用する。

- 4 改正後の第 2 条第 7 項及び第 8 項の規定は、平成 19 年 3 月 1 日以後終了する事業年度の会社から適用する。
- 5 改正後の第 14 条の 2 の規定は、この改正規定施行の日以後に第 14 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、本所より改善報告書の提出を求められた上場有価証券の発行者から適用する。

付 則（平成 20.4.1）抄

- 2 改正後の第 2 条第 1 号 a e 及び a f、同条第 2 号 q、s、t 及び u、同条第 3 号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 2 条第 2 号 u の 2 の規定は、施行日以後に開始する事業年度から適用する。
- 4 施行日より前に開始する事業年度に係る有価証券報告書等については、改正前の第 8 条の規定は、なおその効力を有する。
- 5 施行日から起算して 1 年以内に開始する事業年度における四半期報告書に関する改正後の第 2 条第 2 号 t の規定の適用については、同 t 中「法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める期間内」及び「当該期間内」とあるのは「法第 24 条の 4 の 7 第 1 項に定める期間の最終日の翌日から起算して 15 日を経過する日まで」とする。

付 則（平成 21.11.9）抄

- 2 改正後の第 2 条（第三者割当に係る部分に限る。）の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。
- 3 改正後の第 2 条第 6 項及び同条同項第 3 号の規定は、施行日以後に発行に係る決議又は決定が行われる C B 等から適用する。
- 4 改正後の第 2 条第 8 項の規定は、平成 22 年 3

付 則（平成 20.4.1）抄

- 2 改正後の 1. の 3 (3) c、11. d (b) 及び 2. の (3) の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度から適用し、施行日より前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

付 則（平成 21.11.9）抄

- 2 改正後の 2. の 3 (5) に規定する取引のうち平成 21 年 12 月 31 日以前に行われたもの及び改正後の 2. の 3 (6) に定める履行状況のうち同日以前に係るものについては、改正後の上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 2 条第 8 項に基づく開示の対象としないことができる。
- 3 改正後の 5. (3) a (f) の規定は、この改正規定

月 1 日以後終了する事業年度の経過後に行う開示から適用する。

付 則（平成 22.3.4）抄

- 2 改正後の第 2 条第 1 項第 1 号 a g の規定は、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る内部統制報告書から適用する。
- 3 改正後の第 2 条第 7 項の規定は、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度の経過後に行うべき開示から適用する。

付 則（平成 22.6.30）抄

- 2 四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第 2 条第 1 項第 3 号の規定は、施行日以後最初に終了する四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。
- 3 事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合の開示については、改正後の第 2 条第 1 項第 3 号の規定は、平成 23 年 3 月 1 日以後最初に終了する事業年度又は連結会計年度に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。
- 4 施行日の前日までに改正前の第 4 条の 4 の規定に基づき本所所定の「適時開示に係る宣誓書」を提出した者は、当該宣誓書に署名を行った代表者の異動について決議又は決定を行った場合は、本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」を異動後直ちに提出するものとする。

付 則

この改正規定は、平成 23 年 4 月 22 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

付 則（平成 24.4.1）抄

- 2 改正後の第 12 条の 5 第 1 項の規定は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

付 則（平成 26.5.31）抄

- 2 この改正規定施行の日の前日において 現に開示注意銘柄に指定されている上場有価証券の発行者については、なお従前の例による。

施行の日以後に第三者割当に係る募集事項を決定する上場会社から適用する。

- 4 改正後の 10. の規定は、平成 22 年 3 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時総会から適用する。

付 則（平成 22.6.30）抄

- 2 改正後の 2. の 4 の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に終了する事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。

付則（平成 27.4.1）抄

付 則（平成 29.3.31）

この改正規定は、平成 29 年 3 月 31 日から施行し、同日以後最初に終了する事業年度若しくは四半期累計期間又は連結会計年度若しくは四半期連結累計期間に係る決算の内容が定まった場合の開示から適用する。

付 則（令和元.7.16）

- 1 この改正規定は、平成 31 年 7 月 16 日から施行し、同月 18 日以後に基準日等が到来する株式分割又は株式無償割当てから適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 31 年 7 月 16 日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

付 則（令和 2.11.1）抄

- 2 改正後の第 2 条第 4 項及び第 5 項の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。
- 3 改正後の第 6 条の規定は、施行日以後の日に新たに株式を発行する又は上場株式数の変更を行う者から適用する。

付 則（令和 6.3.8）抄

- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券は、施行日において、特別注意銘柄へ指定されていたものとみなす。

- 2 この改正規則施行の日前に開始した連結会計年度に係るものについては、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「連結当期純利益」とする。

付則（平成 30.3.31）抄

- 2 改正後の 10. a の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則（令和 4.9.1）抄

- 2 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）第 10 条第 3 項の規定により株主総会の招集手続に関する経過措置が適用される場合における株主に発送する書類等の提出の取扱いについては、改正後の 9. の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 改正後の第2条第13項及び第14項の規定は、施行日以後に特別注意銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日より前に特別注意銘柄に指定された上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第14条の3の規定は、施行日以後に特別注意銘柄の指定を解除した上場株券の発行者である上場会社から適用する

付則（令和6.4.1）抄

- 2 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。）に係る改正前の第2条第1項第1号a d及びa eの2並びに同項第2号sからuまでの規定の適用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第2条第1項第1号a e、同項第3号から第3号の4、同条第5項及び第4条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間及び中間会計期間又は四半期連結累計期間及び中間連結会計期間から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。

付則（令和6.4.1）抄

- 2 改正後の2.の5の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間及び中間会計期間又は四半期連結累計期間及び中間連結会計期間から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。
- 3 金融商品取引法の一部を改正する法律（令和5年法律第79号。以下「改正法」という。）による改正前の法第24条の4の7第1項に規定する四半期報告書（改正法附則第2条第1項の規定により提出されたものを含む。以下「旧法による四半期報告書」という。）が提出されている場合（直近の四半期報告書に係る四半期会計期間又は四半期連結会計期間が属する事業年度又は連結会計年度に係る有価証券報告書が提出されているときを除く。）であって、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる規定に該当するものとみなす。
- (1) 当該四半期報告書の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書（開示府令第17条の15第2項各号に掲げる事業を行う会社（以下（「特定事業会社」という。）にあつては、中間財務諸表等に添付される中間監査報告書を含む。）において、公認会計士等の「否定的結論」「除外事項を付した限定付結論」又は「結論の表明をしない」旨が記載されている場合 改正後の1. (3)の2a
 - (2) 改正法による改正前の法第24条の4の7第4項の規定による訂正報告書において、株券上場廃止基準令和6年4月1日改正付則第2項に該当する場合 改正後の1. (3)の2a
 - (3) 施行日より前に開始する第2四半期会計期間又は第2四半期連結会計期間を含む第2四半期累計期間又は第2四半期連結累計期間に係る旧法による四半期報告書を、当該期間の経過後45日以内に

内閣総理大臣に提出できないとき(財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると本所が認めるときを除く。) 改正後の 1. (3) の 2 f

(4) 施行日より前に開始する第 2 四半期会計期間又は第 2 四半期連結会計期間を含む第 2 四半期累計期間又は第 2 四半期連結累計期間に係る旧法による四半期報告書において、改正法による改正前の法第 24 条の 4 の 7 第 4 項の規定により内閣総理大臣等に対して提出した訂正報告書に添付される四半期財務諸表等(特定事業会社にあつては、中間財務諸表等を含む。)に監査証明府令第 3 条第 1 項の四半期レビュー報告書(特定事業会社にあつては、中間監査報告書を含む。)が添付されている場合(財務諸表の信頼性の観点から問題がないことが明らかであると本所が認めるときを除く。) 改正後の 1. (3) の 2 g

付則(令和 7.4.1)抄

- 2 改正後の第 2 条第 1 項第 1 号 a 1、同項第 2 号 r の 2、第 2 条第 2 項第 1 号 s 及び同項第 2 号 m の規定は、令和 6 年 4 月 1 日より前に締結された金銭消費貸借契約については、この改正規定施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、適用しないことができる。

付則(令和 8.7.10)抄

- 2 改正後の第 2 条の 2 の規定は、令和 8 年 12 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用する。
- 3 改正後の第 2 条第 1 項第 2 号 m の 2 及び第 2 条第 2 項第 2 号 j の 2 の規定は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和 7 年法律第 67 号)の施行の日から適用する。

付則(令和 8.7.10)抄

- 2 改正後の 3. の規定は、令和 8 年 12 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日から適用する。
- 3 改正後の 4. の 3(1) f の規定は、令和 8 年 12 月 1 日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会の日翌日から適用する。
- 4 改正後の 1. (2) g の 2 及び 2. (2) g の 2 の規定は、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和 7 年法律第 67 号)の施行の日から施行する。
- 5 改正後の別添の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度又は連結会計年度の最初の四半期会計期間又は四半期連結会計期間から適用し、同日より前に開始する事業年度又は連結会計年度の四半期累計期間又は四半期連結累計期間については、なお従前の例による。

別添

四半期財務諸表等の作成基準

(実施) 令和 6.4.1

(変更) 令和 7.4.1 8. 7.10

四半期累計期間（第2四半期累計期間を除く。）又は四半期連結累計期間（第2四半期連結累計期間を除く。）に係る四半期財務諸表等の作成基準を次のとおり定める。

(定義)

第1条 本作成基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業会計基準委員会 公益財団法人財務会計基準機構が設置した企業会計基準委員会のことをいう。
- (2) 財務諸表等規則ガイドライン 金融庁が定める「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」のことをいう。
- (3) 四半期財務諸表 四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書（第5条第1項の規定により準用する財務諸表等規則第326条第2項の規定により指定国際会計基準により作成する場合においては、指定国際会計基準により作成が求められる四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書）をいう。
- (4) 四半期財務諸表等 四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表等又は四半期累計期間に係る財務書類をいう。
- (5) 四半期連結財務諸表 四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書並びに四半期連結キャッシュ・フロー計算書（第5条第2項の規定により準用する連結財務諸表規則第312条の規定により指定国際会計基準により作成する場合若しくは第5条第3項の規定により準用する同規則第314条の規定により修正国際基準により作成する場合においては、当該指定国際会計基準若しくは当該修正国際基準により作成が求められる四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書）をいう。
- (6) 連結財務諸表規則ガイドライン 金融庁が定める「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」のことをいう。

(四半期財務諸表等作成の一般原則)

第2条 四半期財務諸表等は、原則として財務諸表等及び中間財務諸表等の作成に当たって適用される会計方針に準拠して作成しなければならない。

- 2 前項で採用した会計方針は正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。
- 3 四半期財務諸表等の表示方法は、正当な理由により変更を行う場合を除き、継続して適用しなければならない。

(比較情報の作成)

第3条 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表は、当該四半期連結財務諸表の一部を構成するものとして四半期比較情報（次の各号に掲げる四半期連結財務諸表の区分に応じ、当該四半期連結財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

- (1) 四半期連結貸借対照表 前連結会計年度に係る事項
- (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 前連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る事項
- (3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書 前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間に係る事項

2 当四半期会計期間及び当四半期累計期間に係る四半期財務諸表は、当該四半期財務諸表の一部を構成するものとして四半期比較情報（次の各号に掲げる四半期財務諸表の区分に応じ、当該四半期財務諸表に記載された事項に対応するものとして当該各号に定める事項）を含めて作成しなければならない。

- (1) 四半期貸借対照表 前事業年度に係る事項
- (2) 四半期損益計算書 前事業年度の対応する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る事項
- (3) 四半期キャッシュ・フロー計算書 前事業年度の対応する四半期累計期間に係る事項

（四半期財務諸表等の作成）

第4条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

- (1) 企業会計基準委員会が定める企業会計基準第37号「期中財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第37号」という。）に準拠するものとする。
- (2) 財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱い（連結財務諸表規則第120条及び連結財務諸表規則ガイドライン120において準用する場合を含む。）は、四半期財務諸表等における継続企業の前提に関する注記について準用する。この場合において、財務諸表等規則第149条の規定及び財務諸表等規則ガイドライン149の取扱いについては、次の表のとおり読み替えるものとする。

読み替える規定等	読み替えられる字句	読み替える字句
財務諸表等規則第149条	中間貸借対照表日	四半期貸借対照表日
	第一種中間財務諸表	四半期財務諸表等
財務諸表等規則ガイドライン149-3	前事業年度の財務諸表	前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期間をいう。）の財務諸表
	規則第8条の27	証券会員制法人札幌証券取引所より公表された四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項第2号において準用する規則第8条の27等
	中間貸借対照表日	四半期貸借対照表日
	前事業年度の注記	前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期間をいう。）の注記

	当中間会計期間	当四半期会計期間
	事業年度の末日までの期間に対応した内容	当四半期会計期間が属する事業年度の末日までの期間に対応した内容
財務諸表等規則ガイドライン 149-4	規則	証券会員制法人札幌証券取引所により公表された四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項第2号において準用する規則
	少なくとも当中間会計期間の属する事業年度の末日まで	少なくとも翌四半期会計期間の末日まで
	前事業年度	前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期間をいう。）
財務諸表等規則ガイドライン 149-5	前事業年度	前会計期間（前事業年度又は前四半期会計期間をいう。）
	当中間会計期間	当四半期会計期間
	第一種中間財務諸表	四半期財務諸表等
	規則	証券会員制法人札幌証券取引所により公表された四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項第2号において準用する規則
財務諸表等規則ガイドライン 149-6	中間貸借対照表日後	四半期貸借対照表日後
	中間会計期間が属する事業年度（当該中間会計期間を除く。）	四半期会計期間が属する事業年度（当該四半期会計期間以前の期間を除く。）
	規則第137条に規定する重要な後発事象	企業会計基準第37号第24項(17)に規定する重要な後発事象

(3) 上場会社の利害関係人が、四半期財務諸表等に係る上場会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況について適正な判断を行うために必要と認められる事項があるときは、当該事項を注記するものとする。

(4) 前3号に定めのない事項については、四半期財務諸表を作成する場合には財務諸表等規則第1条第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に、四半期連結財務諸表を作成する場合には連結財務諸表規則第1条第1項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に、それぞれ従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、上場会社は、次に掲げる事項以外の事項については、記載を省略することができる。

(1) 四半期連結貸借対照表(連結財務諸表を作成していない上場会社にあつては、四半期貸借対照表)

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書(連結財務諸表を作成していない上場会社にあつては、四半期損益計算書)

(3) 企業会計基準第37号第24項(1)、(2)、(3)又は同第32項(1)に基づく会計方針の変更に關する注記

- (4) 企業会計基準第 37 号第 24 項(4)又は(5)に基づく会計上の見積りの変更に関する注記
- (5) 企業会計基準第 37 号第 24 項(6)に基づく期中特有の会計処理に関する注記
- (6) 企業会計基準第 37 号第 24 項(7)及び同第 32 項(2)に基づくセグメント情報等の注記
- (7) 企業会計基準第 37 号第 24 項(11)に基づく株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記
- (8) 企業会計基準第 37 号第 24 項(12)に基づく継続企業の前提に関する注記
- (9) 企業会計基準第 37 号第 24 項(20)に基づく修正再表示に関する注記
- (10) 企業会計基準第 37 号第 33 項に基づくキャッシュ・フロー計算書に関する注記（ただし、四半期連結キャッシュ・フロー計算書又は四半期キャッシュ・フロー計算書の開示を省略する場合に限る）

（指定国際会計基準等に係る四半期財務諸表等）

第 5 条 財務諸表等規則第 326 条第 2 項及び第 327 条の規定は、同規則第 1 条の 2 の 2 に規定する指定国際会計基準特定会社が四半期財務諸表を作成する場合について準用する。この場合において、「前項の規定により」とあるのは「証券会員制法人札幌証券取引所により公表された四半期財務諸表等の作成基準第 4 条第 1 項の規定により」と、「財務諸表又は中間財務諸表」とあるのは「四半期財務諸表」と読み替えるものとする。

- 2 連結財務諸表規則第 312 条及び第 313 条の規定は、同規則第 1 条の 2 に規定する指定国際会計基準特定会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。
- 3 連結財務諸表規則第 314 条及び第 315 条の規定は、同規則第 1 条の 3 に規定する修正国際基準特定会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。
- 4 連結財務諸表規則第 316 条から第 320 条までの規定は、同規則第 316 条の適用を受ける上場会社が四半期連結財務諸表を作成する場合について準用する。
- 5 上場会社は、前各項の規定により四半期財務諸表等を作成する場合には、前条第 2 項各号に掲げる事項に相当するもの以外の事項については、記載を省略することができる。

第三者割当により割り当てられた株式
の譲渡の報告等に関する規則

(決定)平成元. 3. 22
(変更)平成元. 4. 1 5. 4. 1 8. 1. 1 8. 4. 1
9. 6. 1 11. 3. 1 11. 7. 1 14. 4. 1
18. 5. 1 21. 11. 9 22. 3. 4

(目 的)

第1条 この規則は、上場会社が行う第三者割当（上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第5条の2に規定する第三者割当をいう。以下同じ。）により割り当てられた株式の譲渡の報告等について、必要な事項を定める。

(適用除外)

第1条の2 この規則の規定は、本所が別に定める株式については、適用しない。

（第三者割当による募集株式の割当てを行う場合における確約の締結）

第2条 上場会社は、第三者割当による募集株式（有価証券上場規程第6条の3に規定する募集株式。以下同じ。）の割当てを行う場合には、割当てを受けた者との間で、書面により、募集株式の譲渡時の本所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他の本所が必要と認める事項の確約を行うものとする。

第三者割当により割り当てられた株式の
譲渡の報告等に関する規則の取扱い

(決定)平成元. 4. 1
(変更)平成 3. 1. 4 5. 4. 1 8. 1. 1 11. 7. 1
13. 4. 1 18. 5. 1 21. 11. 9

(目的等)

第1条 この取扱いは、第三者割当等により割り当てられた株式の譲渡の報告等に関する規則（以下「第三者割当規則」という。）に基づき、本所が定める事項並びに第三者割当規則の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(適用除外の取扱い)

第1条の2 第三者割当規則第1条の2に規定する「本所が別に定める株式」とは、割当ての目的及び態様等を勘案して第三者割当規則の規定を適用することが適用でないと本所が認めた新株をいうものとする。

（第三者割当による募集株式の割当てを行う場合における確約の締結の取扱い）

第2条 第三者割当規則第2条に規定する「募集株式の譲渡時の本所への報告並びに当該報告内容及び本条による確約に係る書面の公衆縦覧その他本所が必要と認める事項」とは、次の各号に掲げる事項をいうものとする。

- (1) 割当てを受けた者は、割当てを受けた日から2年間に於いて、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）の譲渡を行った場合には、直ちに上場会社に書面によりその内容を報告すること。
- (2) 上場会社は、割当てを受けた者が前号に掲げる期間において割当株式の譲渡を行った場合には、直ちにその内容を本所に報告すること。
- (3) 割当てを受けた者は、第三者割当規則第2条に規定する書面に記載する本項各号に掲げる内容及び割当株式の譲渡を行った場合にはその内容が、公衆縦覧に供されることに同意すること。
- (4) その他本所が必要と認める事項

2 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当てを行った場合には、第三者割当規則第2条に規定する確約を証する書面を、募集株式の割当て後直ちに本所に提出するものとする。

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等)

第3条 上場会社は、第三者割当による募集株式の割当てを受けた者が確約に定める期間内において当該募集株式の譲渡を行った場合には、必要な事項を記載した書面を本所に提出するものとし、当該書面を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(改善報告書の徴求)

第4条 本所は、上場会社が、第2条の規定に基づく確約及び前条の規定に基づく書面の提出等を適正に行わなかった場合には、当該上場会社に対して、その経過及び改善措置を記載した報告書の提出を求めることができる。

2 本所は、上場会社が前項の規定により同項の報告書を本所に提出した場合において本所が必要かつ適当であると認めるときは、当該報告書を公衆の縦覧に供することができる。

(委任規定)

第5条 この規則に定めのある事項並びにこの規則の解釈及び運用に関し必要な事項は、本所が規則により定める。

付 則 (平 14. 4. 1) 抄

2 商法等の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 128 号) 附則第 6 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権は、新株予約権とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則 (平 18. 5. 1) 抄

この改正規定は、本所が定める日から施行し、同日前に上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 5 条第 1 項第 1 号に基づき提出される書類に記載される自己株式の処分については、なお従前の例による。

(第三者割当により割り当てられた募集株式の譲渡の報告等の取扱い)

第3条 第三者割当規則第3条に規定する「必要な事項を記載した書面」とは、次の各号に掲げる事項を記載した書面をいう。

- (1) 譲渡を行った者及び譲渡を受けた者の氏名及び住所
- (2) 譲渡株式数
- (3) 譲渡日
- (4) 譲渡価格
- (5) 譲渡の理由
- (6) 譲渡の方法
- (7) その他本所が必要と認める事項